

平成21年3月10日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	北	村	和	博
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	藤	家	敏	昭
会	計管理者兼会計課	北	御門	敏	則
企	画課	竹	下		勇
総	務課	中	川		宏
財	政課	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局	中	村	和	典
税	務課	武	藤	竹	美
福	祉事務所	峰	松	靖	規
保	険健康課	岩	田	輝	寛
農	林水産課	迎		和	泉
商	工観光課	田	中	敏	男
都	市建設課	平	石	和	弘
環	境下水道課	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課	松	浦		勉
水	道課	福	岡	俊	剛
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館	谷	口	秀	男
同	和对策課長兼生涯学習課	関		正	和
農	業委員会事務局	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年3月10日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第9号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第10号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第11号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第12号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第13号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第14号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第15号 鹿島市営土地改良事業（御立場地区）の計画について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第16号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第17号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田事務局長。

○議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第 1．議案の追加上程であります。

議案第25号の 1 議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。

本日、追加提案いたします議案は、補正予算 1 件でございます。

それでは、提案理由の要旨について申し上げます。

議案第25号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第 6 号）について申し上げます。

今回の補正は、国の緊急経済対策（2次補正予算）に対応し、実施する事業及びノリ養殖赤潮被害緊急対策事業に要する経費を計上いたしており、予算の総額に769,503千円を追加し、補正後の総額を12,804,184千円といたすものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金として、定額給付金給付事業補助金、地域活性化・生活対策臨時交付金及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等を計上いたしております。

一方、歳出につきましては、緊急経済対策としての定額給付金、子育て応援特別手当を含む16事業を、また、去る 1 月に発生いたしました赤潮被害によるノリ養殖への支援策として、施肥資材費に対する補助金を計上いたしております。

また、定額給付金交付事業を含む16事業につきましては、年度内の完了が見込めないことから、その大部分を平成21年度に繰り越して支出する必要があるため、繰越明許費の追加補正もあわせて提出いたしております。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長、または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第 9 号から議案第25号までの17議案は、会議規則第36条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第 9 号から議案第25号までの17議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第 2 議案第 9 号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第 2．議案第 9 号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

おはようございます。

議案第9号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案書の9ページをごらんください。

今回、統計法の全部改正及び統計報告調査法の廃止に伴い、改正する必要がございますので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、説明資料で御説明をいたしますので、定例会議案説明資料の1ページをごらんください。

今回、行政のための統計から社会の情報基盤としての統計へということで、統計法が全部改正になりました。鹿島市個人情報保護条例の中には、ほかの制度との調整ということで規定している部分がございます。今回の改正はその部分でございます。

第33条、他の制度との調整という部分がございます。旧のほうをごらんください。

第33条第2項「この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。」ということで、ここに掲げるものについては、それぞれの法律の定めによって個人情報の取り扱いをすると定めたものでございます。

第2項第1号に、「統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報」というのがございます。それを新の第1号「統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査及び一般統計調査を作成するために集められた個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報」と改めるものでございます。

続きまして、第2号、統計法「第8条第1項」という部分がございますけれども、それを統計法「第24条第1項」と改めるものでございます。

これは、前の統計法が19条立て、新しい統計法が62条立てになっておりますので、大きく引用の条例の規定の部分が変わったものでございます。

続きまして、第3号「統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報」、これは統計報告調査法が廃止になりましたので、削除するものでございます。したがって、現行第4号、第5号とあるものを第3号、第4号と1号ずつ繰り上げるものでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

済みません。簡単ですので、自席からお願いします。

今説明いただきましたが、私の勉強不足もありますが、ということで、改正されることによって具体的にどういう影響があるんですかね。どういうふうになって、具体的にちょっと。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

お答えをいたします。

今回の改正によって、鹿島市個人情報保護条例の取り扱いについては何ら変わるものではないでございます。

以上です。（発言するものあり）統計法そのものは、呼び名が変わったというようなことでございます。統計法を今まで行政のためということで、短い条立ての中で、行政でわかるような大きな区分にされておりました。それが個々の統計のやり方について内容を変えてこられましたので、条文が大きくなったということでございます。これは、統計法の中のことでございまして、うちは個人情報に対するものに対しては、統計法で決まっている分についてはすべて統計法で公開するとか公開しないとか、大体は統計法で集められた個人情報については公開をしない、その他のことには使わないということになっておりますので、その部分については、うちの取り扱いとしては何ら変わるものではないでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第10号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

議案第10号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例改正案の提案理由でございますが、議案書11ページをごらんください。

その提案理由にありますように、国家公務員における勤務時間の改定並びに公庫の予算及び決算に関する法律の一部が改正されたことに伴い、改正をお願いいたしますものでございます。

国家公務員の一般職につきましては、平成20年8月11日の人事院勧告で、国家公務員の勤務時間を短縮するのが適当であるとの勧告がなされております。

その勧告の内容は、民間の労働時間が国家公務員に比べ、1日15分程度、1週間当たり1時間15分程度短い水準で安定しており、民間準拠の考え方から、一般職の国家公務員について、勤務時間を1日7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することが適当であるという勧告でございました。その勧告を受け、一般職の国家公務員については、国家公務員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律が平成20年12月26日に公布され、平成21年4月1日から勤務時間を1週間当たり38時間45分、1日につき7時間45分とすることに改定されております。それらのことを受け、鹿島市職員についても、国家公務員に準じ、勤務時間の改正をお願いするものでございます。

今回、改正をお願いする内容でございますが、議案説明資料の2ページをごらんください。条例の新旧対照表でございます。

国家公務員と同じく職員の勤務時間を、第2条の、1週間の勤務時間の「40時間」を「38時間45分」に、第3条第2項の、1日につき「8時間」を「7時間45分」に改正をお願いいたしますものでございます。

なお、今回お願いいたしております1日15分の勤務時間の短縮は、昼休みの勤務時間を、現行12時15分から13時までの45分であるところを、12時から13時までの60分とさせていただく案でございますが、現行の始業時間8時30分、終業時間17時15分の変更は考えておりません。

次に、公庫の予算及び決算に関する法律の一部が改正されたことに伴う改正案につきまして御説明いたします。

この法律の改正により、複数あった「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」が「沖縄振興開発金融公庫」のみとなったため、議案資料2ページの新旧対照表のとおり条例第12条第1項第3号において引用いたしております公庫の名称を、「沖縄振興開発金融公庫」に改めさせていただくものでございます。

なお、施行日につきましては、平成21年4月1日からお願いいたしますのでございます。
以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 議案第11号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

議案第11号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、提案理由でございますが、議案の13ページをごらんください。

この条例の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、改正をお願いするものでございますが、この法律の改正は、先ほど決議いただきました勤務時間の改正に関連しての改正でございます。条例の改正案につきましても、職員の勤務時間の改正に伴うものでございます。

育児短時間勤務につきましては、地方公務員の育児休業法で、週20時間勤務、週25時間勤務などいろいろなパターンの勤務時間が規定されております。今回の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正では、育児短時間勤務の時間短縮につきまして、週25時間勤務を週24時間35分勤務とするなど、育児短時間勤務のパターンごとに勤務時間が短縮され、改正されております。

交代制勤務の場合は、地方公務員の育児休業法で、条例で規定することとなっています。
議案資料4ページの条例の新旧対照表をごらんください。

育児休業法の規定を受け、今回第12条の週20時間勤務、週24時間勤務、週25時間勤務をそれぞれ、週19時間25分、週19時間35分、週23時間15分、週24時間35分勤務に改正をお願いいたします。

また、第17条では、育児短時間勤務職員が時間外勤務をした場合の超過勤務手当の支給について規定しているわけですが、例えば、現行1日4時間勤務の職員の超過勤務手当の1時間当たりの超過勤務手当の支給額は、1日の勤務時間が4時間を超え8時間までは、1時間当たりの給与額に100分の100を乗じた額を支給しなければなりません。その上限の時間を勤務時間の改正に合わせて7時間45分までといたすものでございます。

なお、施行日につきましては、平成21年4月1日からお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 議案第12号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

議案第12号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書は15ページから16ページでございますが、

議案資料の6ページで御説明いたします。議案資料6ページをごらんください。

鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の別表の新旧対照表でございます。

この別表に新たに地域公共交通会議委員の報酬日額5千円並びに学校産業医年額65千円を加えさせていただくものでございます。

鹿島市地域公共交通会議委員は、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバスや乗り合いタクシー等の旅客運送の確保、そのほか旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した移送サービスの実現に必要な事項を協議するため、昨年8月11日に設置いたしておりますが、今後も継続して協議していく必要があるため、別表に加えさせていただくものでございます。

また、学校産業医につきましては、平成21年4月1日から労働安全衛生法第13条第1項に規定する産業医を設置したいため、条例の改正をお願いいたすものでございます。

なお、設置する学校は、政令で労働者50人以上規模の事業所となっておりますので、西部中学校に設置することとなります。

施行日につきましては、地域公共交通会議委員の項を加える改正規定は公布の日から、学校産業医の項を加える改正規定は、平成21年4月1日からお願いいたすものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

簡単ですので、自席から行いたいと思います。

学校産業医の説明をちょっと聞き取りにくかったので、再度お願いをしてよろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

学校産業医につきましては、産業医というのが労働安全衛生法で設置するようになっております。労働者数が50名以上のところには産業医を置くと労働安全衛生法で規定があります。それに基づいて今回、産業医さんを設置したいということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6. 議案第13号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第13号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案書の17ページをごらんいただきたいと思います。

この改正は、平成20年12月、法律第85号 児童福祉法等の一部を改正する法律が平成21年4月1日から施行されることに伴い、児童福祉施設などに入所している児童で、扶養義務者のいない者は、国・県の処置費より医療費が10割給付され、必要な医療が受けられることができるよう担保されていることから、今回の改正によりこれらの児童を個々の被保険者とし、ないことで国税の賦課対象から除外するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正部分の説明は、2月27日提出の議案説明資料の7ページのほうに条例の新旧対照表を示しておりますので、それに基づいて説明をいたします。

改正部分は、目次の第3章が現在「削除」になっておりますが、この部分を「被保険者（第4条）」に改めております。また、第3章「削除」を「被保険者」と改め、第4条の「削除」を「（被保険者としない者）第4条 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第1条第3号に定める被保険者としない者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法の規定による扶養義務者のいないものとする。」、こういうふうに改めております。

この一部改正の条例は、平成21年4月1日から施行をいたすことといたしております。

以上、説明を終わりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきましたのでは、扶養者のいない子供たちとか、施設に入所している子供たちについては、いろんな条件がなくて医療が受けられると理解していいわけですかね。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えをします。

児童福祉施設などに入所していて、かつ民法で言うところの扶養義務者のいない者ですね、それらの方に対して被保険者としなないということによって、保険税を賦課しないということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

わかりました。

ここでもう1点お尋ねをしたいと思いますが、今、国保税が納められていないところに国保証が渡されないということで大きな社会問題になっておりますが、その中でも特に、子供たちのいる家庭に国保証が渡されないということで非常にいろんな問題が起きて、自治体によってはそれなりの対応をするところも出てきておりましたが、さきの国会で、共産党の小泉晃参議院議員（241ページで訂正）がこのことで厚生労働省に質問した中で、舛添大臣が、そういうところは、子供たちだけは切り離して短期の国保証の発行をするという約束をしたと思いますが、その点について鹿島市としては、どのようにいつから取り扱うような計画になっているのか御説明をいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

御質問にお答えします。

御質問の件は、法律上、4月1日から施行するようになっておりますので、その法律に従って、鹿島市も運用をするということになります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひ期限からの対応をお願いしたいと思いますが、大体、対象世帯がどれくらいなんでしょう、おわかりだったら御答弁ください。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

済みません。資料を手元に持ちませんので、お答えできません。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第14号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平石都市建設課長。

○都市建設課長（平石和弘君）

議案第14号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。議案書の19ページと20ページ、それから議案説明資料の8ページをごらんください。

都市公園は、説明資料に記載のとおり、蟻尾山公園、北公園など7カ所でございますが、公園管理についての必要事項は、鹿島市都市公園条例と施行規則によって定めております。今回の一部改正は、ことしの4月から市役所組織の一部見直しで、都市建設課とまちなみ活性課を統合してまちなみ建設課が新設となることによって、鹿島市都市公園条例第16条の3第2項を整備する必要が出てまいりましたので、改めるものでございます。

内容であります。新旧対照表のとおり、市が保管したときの工作物等、いわゆる放置さ

れた自転車や簡易倉庫などの一覧簿の閲覧場所について、条例ではなく施行規則で明記するように改正し、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8、議案第15号 鹿島市営土地改良事業（御立場地区）の計画についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

議案第15号について御説明を申し上げます。議案書及び議案説明資料に基づき御説明を申し上げますので、議案書の21ページ、議案説明資料の9ページをお開きください。

議案第15号 鹿島市営土地改良事業（御立場地区）の計画について。

鹿島市営土地改良事業について、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づきまして、次のとおり計画を定めましたので、議会の議決を求めるものでございます。

土地改良法第96条の2第2項の規定につきましては、市町村が事業主体となりまして、圃場整備等の面工事、あるいは農道、用排水路等の新設、廃止についての事業を行う場合は、議会の議決を必要とするという規定がございますので、今回提案をいたすものでございます。

事業名といたしまして、県単さが農業農村振興整備事業、地区名は、鹿島市大字音成御立場地区。別添資料の9ページのほうに地図をつけておりますが、部落としましては、七浦の母ヶ浦地区になります。事業量は、圃場整備を2.4ヘクタール、この2.4ヘクタールといいま

すのは、現況の面積でございます。事業費が10,000千円、実施年度は平成21年度から平成23年度までとなっております。

以上で御説明を終わりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

自席からお願いします。

説明に、受益者数が何名ぐらいいらっしゃるのか。それから1区画の面積は大体どの程度になるのか。対象となっている筆数がどの程度あるのか、そうした状況も説明をされたほうがわかりやすいと思うんですが。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

御説明申し上げます。

現況が2.4ヘクタール、受益戸数が24戸でございます。最終的なでき上がりが1.9ヘクタールの予定でございます。そういうことでございますので、受益戸数がそのまま残られるとすれば、1戸当たり1反弱程度の圃場整備になるということになります。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 鹿島市営土地改良事業（御立場地区）の計画については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9．議案第16号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第16号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。議案書の22ページをごらんいただきたいと思います。

鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定が平成21年3月31日をもって期限を迎えるために、改めて鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者を選定したいので、その指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いいたしますのでございます。

指定管理者になる団体の住所及び名称でございますけれども、鹿島市大字高津原813番地、社団法人 鹿島藤津地区医師会。

指定の期間でございますけれども、平成21年4月1日から平成23年3月31日までといたしております。

以上、説明を終わりますけれども、よろしく願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

お尋ねをいたします。

今度、指定管理者の指定の延長という議案のようでございますが、この2年間の指定によって、何か課題等が出てきていなかったか。運営上、改善点等がなかったのかですね。それから、それと同じ意味ですけど、これまでの指定の契約内容と今回の新たな契約内容との変更点があるのかないのか、そこら辺についていかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

現在の指定管理者の期間において、何か課題等がなかったかということでございますけれども、まず、ことしの4月から休日子どもクリニックということで、従来の休日救急センターですね、これから衣がえをいたしております。それで、従来は小児科、内科、それから外科ですか、この3科をやったわけですが、先ほど言いましたように、小児科専門になってきたということでございます。

これを専門にしたのは、市内の小児科の先生たちの状況ですね、高齢化とかで小児科が非常に少なくなっているというようなこと。そういうことと、それからもう1つは、あそこの経営が非常に厳しくなっているというような課題がございました。そういうことで、

専科になしたわけですけれども、現在のところ、運営面につきましては、あそこを利用していただく患者の方、これも小児科だけを見れば、前年までの約2倍になっております。総枠的に見ましても、ことしの2月までの実績を見てみますと、昨年が3科の総枠で1,373人になっておったわけですけれども、2月で1,478人というようなことで、非常に利用をいただいております。そういう状況がございます。それで、そういう利用状況でございますので、経営面も非常に改善をしてきていると。今現在時点でそういうふうに判断をいたしております。

そういう中で、今年の6月やったですかね、9月やったですかね、あそこの改修をやっております。それは1つの課題やったわけですけれども、小児科で結局、うつり目とかなんとかかる場合、子供の感染しやすい病気、そこの入り口を一般の患者と分けるようにというように医師のほうから指摘がございました。そういう課題を与えられておりました。それは、先ほど言いましたように、補正をお願いをして改修をやっております。その後も佐大のほうに市長と出向きまして、ちょっとお話を伺っておったわけですけれども、そこら辺の対応にしても、非常に先生方からはお礼をいただいております。そういう状況です。

それで、現在の課題としましては、あそこが昭和56年に建設をされております。一部今回内部改装をやっておるわけですけれども、外部あたりが少しひずみがあります。そこら辺の手入れが必要なのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

今、担当課長の説明のように、利用者、ちょっと人数が私、聞き取れなかったんですが、利用者もかなり伸びて、経営もかなり改善が進んでおるということでございますので、結果としていい方向に動いておるということで安心をいたしました。

ただ、利用者側から見て、病院間の連携の面がいかがかなという点がございます。ことしの例を1つ申し上げたいと思うんですが、これは医師会で骨を折っていただいております当クリニックの問題ではございませんが、ことしの正月、3日の日だったと思うんですが、他県から一家、里帰りをされておったというときに、子供さんの腹のぐあいが悪くなったということで、市内の救急病院に受診に行かれたということなんですが、当日の勤務医の関係だったのかもわかりませんが、嬉野の医療センターを紹介しますというようなことだったけれども、返事がなかなか返されてこない。そして、医療センターの紹介はなくて、このこともクリニックのほうに紹介をされて受診ができたということで、また正月明けは、5日ごろには、四国の方ですけれども、一応無事に帰られたということで、親御さんからすれば、非常に悪い印象を受けて帰っておられるわけです。

そういった点で、少し医療機関の連携というものを行政として、指導という言葉が適当かどうか分かりませんが、そこら辺をもう少し検討をされたらどうかという事実を、私はここの正月に経験をいたしましたので、そこら辺については、現場から行政には上がってはいないと思うんですけれども、そうした事例もございますので、何らかの機会に医師会等々の懇談の場所等もあろうかと思うんですけれども、改善に向けた一つの御相談をされたらどうかという印象を持った正月でした。そういった点についての所見があれば、せっかくこうしてクリニックの運営、それ自体はいい方向に進んでいるという今の報告ですので、そうした問題等が起きなければさらによしということだろうと思います。そういった点での対応をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

ただいまの御質問は、患者の方がこどもクリニックに真っすぐ行かないで、在宅当番さんに行って、在宅当番さんからこどもクリニックの紹介を受けたという事例ですかね。子供さんが真っすぐ行かれたわけですね。（「もちろん親さんが連れてきて」と呼ぶ者あり）そこら辺は、子供さんでしたら、真っすぐあそこに行っていただければいいわけですがけれども、結局、従来は内科と外科があったんですね。その分が欠けたものですから、その部分を在宅当番医という形で、市内の先生方に協力を受けて、そういうふう運営をしているわけですが、先生方に、そういうふうですぐ何かあったら、子供さんの病気であったらクリニックを利用していただくように、再度医師会等を通じてお願いをしたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

急患センターを小児科に特化をする場合に、地元の医師会としても非常に努力をしてもらいました。それで、先ほど申ししておりましたように、今まで小児科と外科と内科と救急センターでやっていたものを、小児科だけに特化するわけですから、だから、内科と外科をどうするかということで、それは地元の医師会のほうで、各病院のほうで当番医制として、これは新たに受け皿をつくりますと、こういうことで役割分担をしてもらったんですね。ですから、恐らく先ほどの議員が申される例は、どの病院に真っすぐ行かれてもこどもクリニックに行ってくださいと。患者さんが子供ですから、そういうことだったろうと思うんです。それで、こどもクリニックと嬉野国立病院は非常に連携をとってもらっています。そういうことで、こどもクリニックを中継して交渉をされたという経緯が恐らくあるのではないかと思います。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

そこら辺のつながりは、私らには実際はよくわかりません。医療機関同士のそういう連携プレーの問題は、一受診者からすればわかりにくい。そういった点で、1つは小児科専門に急患センターを業務移行したという点については、市報等で広報をされているとは思いますが、そういった点のまだ不徹底も一つはあろうかと思えます。いま一つは、救急だったから救急病院に行ったと。ところが、医療センターを紹介しますということですが、音さたがないというような状態で長い時間待たされた。それで、結果としては、こどもクリニックのほうに紹介をされて治療を受けることができたということで、引っかけもつきかきして、結局診察を受けたというような経緯がありますので、そこら辺について、途中の連携に、医療機関同士には私達にはわからない技術的な問題とか、いろんな点があるのは前提にしつつも、一市民がそうした症状で行かれるというのは、普通、救急のときには救急にということになるのかもわかりません。そういった点で、受診者に迷いが生じないような対応といたしますか、そういったものが非常に必要な体験があったということです。現在、鹿島市に住んでおられる方ではありませんので、もう四国のほうに帰っておられますけれども、そういった点の感想といたしますか、結果を私のほうにお話があって、ああそういうふうなことだったのかというような例がございましたので、一つのいい参考例として、今後のさらにスムーズな医療体制の確立のために、市としても対応を求めておきたいと思えます。

以上、要望を申し上げて終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 鹿島市休日こどもクリニックの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩いたします。11時10分から再開します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第10 議案第17号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第10、議案第17号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、議案第17号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明をいたします。

議案書は23ページ、議案説明資料は10ページからでございます。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開きください。今回の補正は、予算の総額に121,347千円を追加し、補正後の総額を12,034,681千円とするものでございます。

通常でありますと、この時期の補正は決算見込みによる増減が主なものでございますが、今回はいわゆる国の1次補正、2次補正の経済対策に伴う鹿島市が行います事業費の一部を計上いたしております。あわせて繰越明許費及び地方債の補正も計上いたしております。

それでは、2ページをお開きください。2ページから9ページまでは今回の補正の内訳と集計表でございます。

10ページをお開きください。10ページは繰越明許費でございます。20年度の予算におきまして、諸般の事情により、予算の一部を21年度へ繰り越して執行する事業につきまして、繰越明許費として計上をしております。

事業名と金額を読み上げます。主要市道整備事業23,100千円。中木庭ダム周辺整備事業29,500千円。浜小学校体育館耐震補強事業2,646千円でございます。補正の理由につきましては、後ほど説明資料により御説明をいたします。

11ページをごらんください。地方債の補正であります。今回は市債6件の変更を計上いたしております。地域情報通信基盤整備事業、変更後が37,300千円。中山間総合整備事業11,300千円。急傾斜地崩壊防止事業3,900千円。辺地対策事業、これは中木庭ダム周辺整備事業でございます。34,100千円。街なみ環境整備事業500千円。小学校大規模改造事業、これ能古見小学校でございます。34,200千円に変更をいたします。

12ページをお開きください。12ページから15ページは今回の補正の事項別明細の集計表でございます。

16ページをお開きください。16ページから補正内容を御説明いたします。別冊の資料により説明をいたしますが、その前に、37ページをお開きください。37ページは寄附金でございます。今回、2件の指定寄附をいただきました。2行目、図書備品購入寄附金50千円、有限会社松尾総合設計様よりいただきました。一番下の欄ですが、環境保全事業寄附金、株式会社モリナガ様より200千円の寄附をいただきました。御寄附の趣旨に従って、有効に活用したいというふうに思います。その上に、ふるさと納税寄附金として、補正後600千円となっております。これはふるさと納税の平成20年分を21年度事業で実施する分を歳入として上げ、ふるさと納税基金へ積み立て、平成21年度の事業で実施をするものでございます。

それでは、ページが飛びますが、96ページをお開きください。96ページから103ページ目は給与費明細でございます。補正の中に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等を計上いたしております。

104ページをお開きください。104ページは地方債の現在高調書でございます。合計欄をごらんください。平成18年度末地方債残高、一般会計です。11,311,871千円、平成19年度末10,673,008千円。一番右の欄の補正後の額をごらんください。平成20年度末見込みとして9,869,550千円というふうに見込んでおります。

それでは、別冊の議案説明資料の10ページ目をお開きください。補正の内容につきまして御説明をいたします。

まず、10ページから12ページ目は、今回の補正の増減の比較表でございます。主なところを御説明いたしますと、まず、市税でございます。今回の補正で61,000千円の増額補正を行い、補正後は3,056,660千円を見込んでおります。平成19年度に税源移譲を受けまして、20年度の決算見込みでは、一様に鹿島市の税収の目安としております30億円を20年度は確保する見込みでございます。

9行目は、地方交付税でございます。今回、普通交付税が3,503,978千円で確定をいたしております。昨年度の普通交付税が約3,380,000千円ございましたので、136,000千円ほどの増となりました。伸び率は4%の増でございます。特別交付税につきましては、まだ未確定でございます。6億円をそのまま計上いたしております。昨年は特別交付税は652,000千円ございました。特別交付税につきましては、3月半ばに確定をする見込みでございます。そういうわけで、市税及び交付税につきましては、一定レベルを平成20年度は確保ができるという、そういう見込みでございます。

13行目の国庫支出金が39,212千円の増額補正となっております。これは後ほど説明をいたしますが、国の1次補正、2次補正の財源となるものでございます。

11ページ目は歳出の目的別の増減の比較表でございます。

12ページ目は同じ歳出の性質別の増減の比較表でございます。参考までにごらんください。

13ページをごらんください。今回の補正の主な内容につきまして御説明をいたします。13

ページ目、まず歳入でございます。真ん中の予算名称の欄をごらんください。個人市民税でございすが、58,000千円の増額。

法人市民税は10,000千円の増額。

固定資産税が13,000千円の増額。

市たばこ税は売り渡し本数の減などによりまして、20,000千円の減額というふうに、税収はそのようになっております。

県民税徴収委託金が18,100千円の減額。これは税源移譲に伴いまして、税源移譲還付金等が思ったより少なかったということで、そういった関係の増額でございます。

地方特例交付金は9,233千円の増額。これは住宅取得控除分の補てんの増ということになります。

次、減収補てん臨時交付金1,089千円の新規でございます。これにつきましては、昨年4月、ガソリン税等の道路特定財源の暫定税率が1カ月間廃止になりました。その分の補てんということで、国の1次補正により措置をされたものでございます。一応、鹿島市の分の暫定税率廃止に伴う減収分の一般財源分の満額の一応この金額で補てんをされたというふうに認識をしております。

普通交付税は先ほど申しましたように、5,878千円の増で、前年対比4%の増、3,503,978千円で確定をしております。

減債基金繰入金として125,000千円を計上いたします。これは後ほど歳出で説明をいたしますが、公共下水道の繰上償還を一般会計として支援をする部分でございます。

14ページをお開きください。14ページからは国の1次補正、2次補正に伴う事業が出てまいります。

まず、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金として23,080千円を計上いたします。これは国の1次補正予算に伴う交付金でございます。鹿島市といたしましては、この財源で地域情報通信基盤整備事業に20,000千円、新型インフルエンザ対策事業に3,080千円を充当いたすものでございます。

次は、定額給付金交付事業の補助金18,783千円。これも国の2次補正に伴う交付金でございます。今回の補正では、事務費の分18,783千円を計上いたします。定額給付金の本体の交付金分につきましては、497,512千円を本日提案いたしました補正（第6号）で追加の提案をいたしております。

水道事業関係事務費負担金、補正額1,223千円。水道課に在職していた職員の退職金の負担金でございます。

サマージャンボ、オータムジャンボの交付額が確定をいたしました。サマージャンボにつきましては23,847千円、オータムジャンボにつきましては5,539千円歳入をいたします。

最後ですが、子育て応援特別手当交付金として1,282千円。これも国の2次補正に伴う交

付金でございまして、定額給付金の子育て応援版として、総額で20,124千円の交付を見込んでおります。その交付を行います事務費として、今回1,282千円を計上いたすものでございます。歳入の主なものにつきましては以上でございます。

15ページをごらんください。15ページからは歳出の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、一般管理経費として、退職手当146,066千円。退職金は、今、職員4名、特別職1名分を計上いたしておりますが、新たに5名の職員の退職が見込まれますので、その分を計上いたしております。

定額給付金支給事業として18,795千円。今回は事務費の部分として18,795千円を計上いたしております。中身につきましては、後ほど説明いたします。

ふるさと創生基金活用事業として700千円。肥前浜宿のイベントに有名華道家を招聘いたしますので、その費用として700千円を追加するものでございます。

次は、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業でございます。これは国の1次補正に伴う交付金を予算として充当をいたしますので、その分の一般財源等の減でございます。

過年度還付金としては、税源移譲に伴いまして70,000千円を見込んでおりましたが、40,000千円程度で落ちつきそうですので、30,000千円の減額といたしております。

保育所運営費は25,000千円の減額でございます。

子育て応援特別手当支給事業として、事務費として1,289千円を見込んでおります。

生活保護扶助費は決算見込みとして14,403千円を計上いたしております。

16ページをお開きください。16ページ目は、今回の補正の決算見込みで、減額が大きいものの、大方10,000千円以上の減額があるものにつきまして掲載をしておりますので、参考までにごらんください。

その中で16行目、新規でさくら通りポケットパーク用地購入費として22,365千円。これは土地開発基金で取得をいたしております用地を、一般会計で買い戻すものでございます。これは平成15年度に購入をいたしました、さくら通りポケットパーク用地247.09平方メートルでございます。

17ページをごらんください。谷田工場団地特別会計繰出金16,132千円でございます。

次、道路維持用ダンプカーの購入費として4,134千円を計上いたしております。21年度で購入を予定しておりましたが、4月で車検が切れまして、ちょっと修理ができないほど老朽化をしておりますので、この際、前倒しで購入をしたいというふうに思います。

公共下水道特別会計繰出金として151,852千円。これは決算見込みに伴う増額でございます。この中には、先ほど申しましたように、公共下水道の繰上償還を一部一般会計より支援する部分も含まれております。

地区公民館整備事業として500千円。小舟津公民館の一部の施設整備につきまして、助成

をするものでございます。

予備費は48,421千円を増額で計上をし、6号補正の財源として準備をしておくものでございます。歳入の主なものにつきましては、以上でございます。

18ページをお開きください。18ページは、このほど国の1次補正、2次補正につきまして、鹿島市が対応する部分での説明資料でございます。

まず、⑥地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金対象事業でございます。これは国の1次補正として、23,080千円が鹿島市へ配分をされた分でございます。この事業につきましては、2事業へ財源の組み替えという形で充当をしたいというふうに思います。まず地域情報通信整備事業につきまして、20,000千円。これは6月補正で計上いたしましたケーブルテレビの延伸事業でございます。その財源として20,000千円を充てるものでございます。新型インフルエンザ対策事業として3,080千円。新型インフルエンザ対策として、防護服などの備品の購入を12月補正で計上いたしております。その財源として充てるものでございます。

⑦定額給付金交付事業、これは国の2次補正でございます。今回の補正では、事務費の部分、18,795千円を計上いたします。交付金そのものは497,512千円、支給対象者3万2,148人、外国人90人を含みます。18歳未満65歳以上の方が1万3,967名、20千円の交付でございます。18歳から64歳まで1万8,181人は12千円の交付ということになります。

⑧子育て応援特別手当支給事業、これも国の2次補正でございます。今回は事務費として1,289千円を計上いたしております。この手当全体では18,720千円を見込んでおります。支給対象者は520人、1人36千円の支給ということになります。

19ページは県営事業負担金の明細書でございます。参考にごらんください。

20ページ目は、今年度、繰越明許費の内容及び繰越理由でございます。主要市道整備事業、翌年度繰越額23,100千円。用地・補償の契約に不測の日数を要した結果でございます。

中木庭ダム周辺整備事業29,500千円。地元協議等に不測の日数が生じた結果でございます。

浜小学校体育館耐震補強事業は2,646千円。これは判定委員会の日程で、本年度中に事業の完了が見込めないということでの繰り越しでございます。一般会計は総額で55,246千円を上限に、平成20年度から21年度へ繰り越すものでございます。

後半は公共下水道の繰越理由等につきまして、掲載をしております。

以上で、議案第17号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

7番徳村でございます。補正予算書の72ページの商工業振興費について説明を求めたいと思いますが、国のほうから、これは経済産業省のほうだと思っております。今、業績が悪化した中小企業に対して、支援策として特別な融資枠で貸し付けが行われていると思っておりますけれども、

その貸し付けの当市内の状況を御説明いただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開いたします。

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

厳しい中小企業の状況を反映して、いわゆる資金ですね、県のセーフティーネット資金のことをおっしゃっているかなと判断いたしまして、御答弁申し上げますけれども、当初、この資金というのは、19年末ぐらいから原油高がありましたね。そのときは最高20,000千円という制度がありましたけれども、その後、また国の1次補正、10月16日に成立した1次補正で50,000千円まで一枠が上がっています。20年の6月現在では6件だったのが、現在では34件の申し出があっていると、そういった状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

6件から34件ということですね。34件の金額は幾らですか。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開をいたします。

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

件数は34件と申し上げましたが、金額は私どもも直接ではございませんで、商工会議所を通じた資金の制度でございますから、金額は私どもにはわかっておりません。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

後からわかれば金額はお伺いしに行きたいと思います。

次に、同じく72ページのこれも商工振興費の中で、ちょっと関連なんですけれども、雇用

対策の関連で、雇用・能力開発機構が、国のほうなんですけれども、これが譲渡廃止ということを出していた雇用促進住宅についてですが、来年の11月ぐらいに入居者に退去を求めているという、小城宿舎のほうがありますけれども、当市には古枝地区にあると思いますが、こういったことにならないように、ぜひ当市としても努力をしていただきたいと思いますけれども、この点について、国とか県、あるいはそういった流れの当市の考え、取り組みをお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

雇用促進住宅の問題。国の方針を一定期限来たら、これ廃止するとか、各自治体に買ってくれないかとかという話、そういうことであっています。国会でもこのことをとらえていただいて、既に新聞報道ありましたので、御存じだと思いますけれども、小城市あたりはもう来年の11月にはすべて退去してくれというふうな厳しい話があっていると。

そこで我々は、古枝のサンコープラスがありますので、当然、私のほうにも買う意向はないかという打診は来ています。ただ、これはまだ結論は出しておりません。できたら継続をしていただきたいと思います。このまま雇用・能力開発機構ですか、そちらのほうで継続して運用していただきたいと思いますという要望を言っております。自治体を買うか買わないか、3月末で結論というふうなことを言ってきていますけれども、やはり我々、今、そう言われても、すぐかなりの高額の買い取り価格でしょうし、結論を出せませんので、県内の市町村、雇用促進住宅のあるところ連携して、国に申し入れをしようという動きをしています。その機構から各県内の自治体に見えるようになっていきますから、国の考えが変わったのかどうか、その辺も近々確認してみたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

3月末までに返事ということですね。そしたら、3月末までに返事をしなければ、どうなるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

3月末までに鹿島市が買わないという方針を出したら、民間に売却するか、撤去と。厳しい話です。だから、そうならないように、今一生懸命我々、さっき申し上げたように、各市町村手を組んで、何とかひとつ今のその話を先に延ばすのか、そういったことを検討してくれという申し出を今一生懸命やっているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ことしになってからか、去年の年末か、県内の市長会があったときに、この問題が出まして、佐賀県内の10市一緒になって交渉していこうということを取り決めをしております。今、窓口は佐賀市がなっていておりますので、私どもも県内各市と歩調を合わせる形で、今いろんな交渉をし、また中身の検討もかなり細部にわたってしております。したがって、どこかの市が売却で決めたと、あれちょっと私も信じられんですけどね、一緒にそういう申し合わせをしておりますから。ただ、私の場合は、佐賀も窓口になって尽力をいただいておりますので、いろんな連携をとりながら結論を出していきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

ちなみにわかればいいんですけども、売却となると、金額はどれぐらいかというのは、もう示されているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

九千七、八百万円ぐらいだったと思います。この金額は、一見安いわけですね。ところが、大型の補修費とか来た場合に、莫大なお金がかかるだろうということで、私たちは主にそのところを今いろいろ精査しておるところです。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

そうですね、最終的には買い取りを行うとなると、市長言われたように、一見安いような金額だと思いますけれども、やはりあれは築20年以上たっているんですかね。補修というのが出れば、これは当然、市としては大きな負担になりますから、先ほどおっしゃったように、できるだけ10市、きちんと連携とりながら、買い取りという方向にならないように、国がきちんと継続して運用していただけるように、本市としても頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、予算書の92ページのこれちょっと要望的な感じもありますけれども、体育施設管理費のところ、現在、蟻尾山のグラウンドゴルフ場、非常にきれいなところで私も何度かグラウンドゴルフさせていただいたんですけども、トイレの問題が、ちょっと200メートル

ぐらい上っていけばトイレがあるんですが、我々の年代ぐらいだったらまだいいんですけども、利用されている方が非常に高齢者が多いということで、仮設のトイレでも近くにあれば非常に助かるなという声を最近聞きます。この点について、こういう声が高齢者の方々からふえてくることも予想されるんじゃないかと思えますけれども、こういったことに関して、こういう声が出てきたときに、本市としてどういうふうにお考えか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

要望としては、実は補助グラウンドのほうも出ております。しかし、距離でそう遠くないですよ。どっちみちスポーツに、運動に来ておられますから、頑張ってください、私は感覚的にそう思いますよ。つくればそれにこしたことはないんでしょうけど、市としては財源の問題とか、あとの維持管理の問題もありますので、そういうことで今までお返事をしてきておりますので、今回についても、グラウンドゴルフ場からあそこのトイレまで、私は近いと思いますけどね、というふうな感覚を持っています。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

感覚的には確かに近いです。ただ、一つ言えることは、我々の感覚と高齢者の方々の感覚が少し違うんじゃないかという意味で、先日、高齢者の方々といろいろお話をしている段階で、ちょっとあそこまで行く間にちい漏れてしまうばいというふうな、そういう話も雑談の中であったので、ひとつこれを取り上げてちょっと質問させていただいたわけですけども、できればそういう声が本当に多くなってくるのであれば、もう一回検討していただくという意味でもお願いをしておきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後は1時から再開をいたします。

午前11時48分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を行います。

質疑はございませんか。2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

1点だけ質問させていただきます。今話題の交付金の支給のことについてお尋ねいたします。

今回は、この補正の中で子育て支援と定額給付金の事務費の額が計上されております。そういうことで、先般の全員協議会の折に資料をいただきました。その中で、まず定額給付金の交付対象者の確定をされて、今回もこの補正の人数、支給対象者が3万2,148人ということで確定をして予算に計上されておりますが、子育て応援特別手当支給事業について、先般の説明の中の見込みで、大体540人ぐらいを見込んでおられるということで、今回の手当の支給の対象者が520人ということになっておりますが、まずその人数の違いはどのような理由なんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

さきの全員協議会とかの中で出した資料の中に、約540人ぐらいという見込みで出していたわけですが、その後、ある程度のところで電算とかで対象者を絞り込んだ中で、510人前後で出てきました。それで、あと若干のプラスあたりがあるかもわからんというようなことで、520人ということで、この段階で出しているところです。そしてあと、559人ということで歳入のほうで出ていると思いますけれども、これは国からの通知の中で559人で人数が示されております。それに基づいての国の補助対象経費の人数ということで出ておりますので、それはそれで歳入のほうで上げて、支出のほうは実際の人数で支出をします。あと、その差については後だって精算という過程になるということになっておるところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今の説明によりますと、まだ本当に確定をしていない。大体520人で今ここに予算に上がっておりますが、これが510人になるかもしれないということで、定額給付金のほうは3万2,148人と、こちら完全な確定じゃないと思いますが、そういうふうな形で打ち出されておりますので、こころ辺をもう少しはっきりした数字があるのかなと思って、ちょっと今質問したところでございます。

それでは、今回の事務の流れを前回の全協の中でお示しをいただきました。そういう中で、他の市町村では早くも定額給付金なり支給をしているところもあります。そういうことで、前回のお示しいただいた事務の流れを、今の段階でも同じような手続の中で進んでいるのか、そのことをお尋ねしますし、子育て応援特別手当支給事業については、支給開始日については、まだお示しをいただいておりますので、そこら辺はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほどの給付の人数ですけれども、子育てのほうも定額給付金のほうもですね。これは最終的には申請になります。申請をやって受け付けて、それで決定ですので、今の段階ではっきりしない面もありますが、これが私どもが算出した人数より政府が示している人数のほうが少ない問題ですが、一応今のところ政府のほうが多うございますので、これで最終的には給付した金額について、それで精算と。こういうことになりますから、実務上はそう支障はないというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

定額給付金につきまして、私のほうから事務の流れ等を御説明いたしたいと思えます。

先ほどの御質問の定額給付金の人数でございますけど、前回、全員協議会にお諮りしたときは、2月1日現在ということで、住民基本台帳に登録者が基本ということになりますけど、今回、きょう、予算を追加をお願いをいたしましたけど、議案の補正（第6号）におきましては、全員協議会では3万2,061人で行ってございまして、3万2,148人。これは出生届が2週間以内に届けということで、2月14、15日までの出生届を受け付けることができますので、それで対象者の人数が変わってくるということでございます。

それでは、事務の流れを申し上げますと、議会で予算案を御承認いただきますと、早速、私ども事務の送付作業に入りまして、申請書の郵送を3月25日と予定をいたしております。現在、この事務につきましては、武雄の電算センターのほうで共同作業ということで一緒に進めておるところですけど、申請書の郵送の開始日を3月25日ということ。そして申請書の受付日を4月1日から予定をいたしております。申請書の受け付けにつきましては、国のほうで申請開始日6カ月という期限がございまして、そのことによりまして、申請書の受け付けは10月1日も受け付けると。4月1日受け付けからその後しばらく事務してから、給付金を交付するということになるかと思えます。そして、申請書を郵送いたしますと、申請書の受け付けにつきましては簡易書留郵便で申請書をお送りしますので、折り返しの返信用の封筒も同封いたします。郵送による申請もよろしゅうございます。また市のほうに出向いてきていただいていた申請も受け付けをするようにいたしております。そして鹿島市では、4月11日と12日の土曜、日曜で各地区公民館、鹿島市庁以外の5つの公民館と、そして鹿島市の庁舎、この6カ所で集合受け付けをするということにいたしております。集合受け付けの時間につきましては、午前9時から午後8時まで。職員を動員いたしまして、各地区公民館及び市の庁舎で受け付けをするということにいたしております。このことにつきましては、4月

1日号の市報で定額給付金、子育て応援特別手当給付申請受け付け開始ということで、市民の皆様には4月1日号の市報でお知らせをするようにいたしております。

それで、申請を早い方で受け付けた場合は、最初の給付日を4月下旬ということで、20日以降、二十四、五日になるかと思えますけど、そのころに第1回目の給付を行いたいという作業を考えております。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

私のほうから子育て支援の特別手当の関係ですけれども、今、総務部長のほうから答弁がありましたように、子育て支援のほうも、定額給付と同じ日程内容で、事務を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今、申請手続については御説明いただきましたが、郵送なり市のほうに出向いて手続をするということでございますが、郵送とかそういう市のほうに出向いてできない人の対応を今までも考えてこられたと思いますが、そこについては、どうなっておりますでしょうか。いま一度お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

そういう方につきましては、市の職員が自宅を訪問させていただいて、そして申請を受け付けるというふうな方、また代理申請も可能でございますので、そういうことで対処をしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

これも先般の全員協議会の折にお示しいただいた資料の中にありましたが、課題について、何点か上げられております。そういうことで、住所変更をしていない人とか、申請の際の本人確認をどうするのかとかいうことについて課題を上げられておりますが、そのことについて、現在の対応に何かありましたら、御答弁をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

課題ということで、この前の全員協議会の席で4項目ほど示しております。DV被害者などの対応ということでございます。DV被害者につきましては、こちらのほうでも警察署等と連携をとりながら、住基の公開というのですか、住民票の交付とかの制限をかけております。そういう方につきましては、今住んでおられるところで住民登録をしていただきますと、この方についても、定額給付金の交付対象になるということを示されておりますので、もしそういう方が鹿島市におられましたら、そういう手続を踏んでもらえれば、鹿島市のほうで給付をするということでございます。

また、本人確認につきましては、同居者であれば、その口座振込先とかで確認ができますので、わざわざ免許証の提示等は必要ないというふうに考えております。

また、郵便による申請につきましても、本人の確認の申請は要らないということにいたしておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

これは交付になった後のことについてですので、次の補正のほうで聞いてもいいかと思いますが、交付金が例えば、振り込まれた場合の対応として、先般も出ていたかと思いますが、納税の滞納者等の徴収について、せっかく振り込まれたお金をそういうふうに引かれるというようなことが起きた場合に、せっかく定額給付金でいろんなことをやろうと考えておられるのに、それができないということも考えられるんじゃないかと思いますが、そこら辺の税金の納税との兼ね合いで、どういうふうに考えておられるのか、お考えをお聞かせいただきたい。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えをいたしたいと思います。

今回の交付金につきましては、当然口座に入る分あると思います。ただ、税務課のほうでは、それを云々ということは今のところは考えておりません。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

この交付金事業は、経済対策ということで打ち出されておりますので、広くみんながこの鹿島市でお金を使って地域の活性化につなげていくということが大前提だろうと思いますので、そこのところを踏まえて、まず早く交付をいただくということと、今申しましたような

税金対策についても、少し考えをしていただければなというふうに思って、私の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

1点だけお伺いします。

この議案説明資料の18ページ、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金対策事業の中の企画課の分の情報システムのことについてお伺いいたします。この中で、事業内容がブロードバンド未普及及び地域解消のためのケーブルテレビのケーブルを延長するとあるんですけど、これでどれくらい環境整備ができるんですか。よろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

現在まで未整備地区として残っているところが、大野地区、それから中木庭のところ、それから小川内等含めた白鳥尾の地域、それから矢筈の地域が残っております。すべてをする分は賄いができませんけれども、優先順位決めながら行っていきたいというふうに考えているところです。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今言われた地域の幾らかは解消になるということで理解していいですかね。それで、要するに環境整備ができたとして、そこにやっぱり加入者ですね、情報格差の問題も出てくるんじゃないかと思えますけど、大体今現在、今までの整備、それから今後延長されると。今までで大体どれくらいの加入者があっていますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

今のところ、接続可能、面的エリアが済んでいるところで98%程度です。加入されているところが31.8%ということで、3,000世帯ぐらい今加入をされています。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

接続可能が98%と、それに対して、今31.8%の方が接続されているということですね。か

なりこれからの情報格差、いろいろ県あたりでも情報をですね、いわば今から情報化の時代になっていくんじゃないかと思います。そういう中で、これが今31.8%。これに対して鹿島市としても利用者の促進というのですか、PRですか、そういうものをしていかなければいけないんじゃないかと思っているんですけれども、そういう意味でどのようにお考えになりますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

議員御指摘のとおり、PRが少し不足しているかなというふうには感じているところです。これは今まで面的整備も加入促進も事業者がされておりました。それに任せているところがございました。市民の中には事業者がやっている、つまり企業がやっているところを行政が推進してどうだろうかという考えの方もございますけれども、市報等を通じまして、情報発信、市のほうも推進をしていますということでやっていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。これから情報化の時代に入っていくし、そういう意味でも、こういうところは便利になりますよとか、いろいろ今、市報とかなんとか載せられ、こういうものをもっともっとしていただければ、やっぱり市民の方も理解して、もっと加入したいなという気持ちにもなられるし、僕は進んでいくんじゃないかと思いますので、そういうところも詳しく市報等に載せられたらいいんじゃないかと思いますので、その点よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

一般質問で取り上げましたけれど、合併浄化槽の件、排水の件で、補正予算（第5号）の32ページ、浄化槽設置整備事業補助金2,690千円の減額ということになっておりますけれど、内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

ただいま議員の質問は、32ページの県支出金、歳入の分の減額の2,696千円について、どうしてかということじゃないかと思えます。これにつきましては、同じ資料ですけれども、歳出の62ページをお願いしたいと思います。62ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費の8目、環境保全費のほうに19節、負担金補助及び交付金というところがあるかと思えます。ここで浄化槽整備事業補助金ということで浄化槽の補助を出しておりますが、ここが8,112千円の減額になっております。鹿島市ではこの浄化槽につきまして、ここ数年、50前後の設置を見込んできておりますし、平成19年度までは53基、52基という形でできておりましたので、ことしも51基を計上しておりました。しかしながら、今年度の設置基数が34基ということで、約十五、六基の数字減になっております。そういうことで、ここに8,112千円の減額の補正をいたしておりますが、この事業費が国が3分の1、県が3分の1、そして鹿島市が一般財源で3分の1を支出いたしております。先ほど32ページで質問された分については、この県の支出分。ですから、8,112千円のうちの3分の1というのがここに上がってくるかと思えます。そうしますと今度は国の補助、国の支出金があるわけですけれども、今回は国の金額では690千円程度を計上しております。これは国の補助につきましては、平成18年から22年の5カ年で調整をするということになっております。したがって、今年度不足した分は21年、22年の中で調整をするということになります。そういうことで、32ページの県支出金は2,696千円の減額の補正をお願いいたしておるということでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

先般の普及率についてお尋ねした段階で、13%、12%台だったんじゃないかと思えますけれども、やはりせっかくの予算計上されていて、満額、また増額ぐらいできるぐらいの本当は推進、進捗というのが、有明海のことを考えたら必要じゃないかという気がします。

そういう中で、先日も七浦地区で区長会と我々との話の中でも家庭排水の問題が出てきました。やはり地先の干潟の状況を見ますと、どうしても粒が、表面の泥の粒子が小さくなっているんじゃないかというようなことで、先般、生き物文化学会やったですか、そういう中でも大学の先生が申されていたかと思えますけれども、そういう面からしますと、できるだけ合併浄化槽の推進も必要じゃないかと思えます。将来的に考えたら、合併浄化槽のほうの方が有利じゃないかという気もしますけれども、この合併浄化槽の推進方策というか、そういう面、どういうふうにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

最近はずっと五十数基できていたのに対して、今年度34基と少なくなったという原因究明がまだ現在なされておりません。ただ、現在、報告として上がってきているのが、市内の建ち家件数が少ないというようなことで、それが影響しているんじゃないかというようなことで報告を受けております。ただ、昨今の社会情勢の中で、こういう結果が出ているんじゃないかと思っておりますので、私たちは今後もこの公共下水道区域以外については、浄化槽で推進をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私どもとしましては、公共下水道処理方法として、それから合併処理浄化槽ということで推進をしておりますが、いわゆる不公平感が出ないように、この合併処理浄化槽のほうも申し出があった場合は、できるだけ全額補正も組んで対応するというふうな方針でやっております。しかし、現実的に今年度の場合は特に、恐らく常識から考えて、新築件数が少なかったからだろうと。これを合併処理浄化槽導入するのは、やっぱりかなりの割合で新築をするから、あるいは改築をするからということと一緒にんですね。そういうことを見ております。不公平感が出ないように、市としては準備を予算的には十分対応する気持ちであります。

この推進につきましても、11月ですか、推進月間を設けておまして、そしてその中で職員も率先して推進に回ると。部課長もこれには勧誘といいますか、できるだけ合併処理浄化槽をつけてくださいと、こういうことでもお願いをしている状況であります。（189ページで環境下水道課長が訂正）

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

今、市長から答弁ありましたように、不公平感というような観点も少しある気もしますので、ぜひ推進、強力にさせていただきたいと思っておりますし、できれば家庭排水等の対応策というか、やはり粉石けんを使用すればどうしても経費が少し高うかかるとやなかりかということ、安売りされる洗剤を家庭で使う傾向が強いというようなことがあります。そういうこともありますので、ぜひ鹿島では環境のために、悪い洗剤は使いませんというような宣言でもしていただければと思っておりますけれど、亀井課長の意向で、ぜひそういう宣言ができればと思っておりますけれど、決意をお尋ねして終わりたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

決意を述べる前に、1つだけ、ただいま市長のほうで、ちょっと答弁をいたしましたけれども、その部分で若干違って申しておりますので、訂正をさせていただきます。

この公共下水の推進は11月に部課長を入れて推進をしております。この浄化槽については、9月10日が浄化槽の日でございます。それを新聞、広告、あるいは市報のほうで取り上げて推進をしているということで訂正をさせていただきます。

それから、地区外の洗濯石けん等の利用について環境の保全をやってほしいということでございます。私のほうでは、鹿島市環境衛生推進協議会というのを区長さんを入れてやっております。ここの中には議員も先般申されましたけれども、トトロ石けんですね、こういうのもつくったりして、そして婦人の皆さんにお伝えをしている事業もやっております。ここらを使いながら、特に七浦地区にも力を入れて、そして水質浄化について興味を持っていただけるように頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

浄化槽の件につきましては終わりたいと思っておりますけど、あと1つだけ、武藤税務課長にお尋ねしたいと思っておりますけれど、18ページ、たばこ税が減額20,000千円というふうなことであります。私はたばこを吸いませんので、大抵たばこを吸っている人は市に寄与をしようとこれというふうなことで、たばこを吸わじにやと言われますけれど、この減額の内容。

それともう1つは、タスポの問題等で減ったよというふうなことも聞きますけれど、コンビニエンスストアとか、あそこら辺でのたばこの購入の市への納税寄与分というのは、どれぐらいになっているんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えをいたします。

たばこ税が前年度に比べ、かなり減額になっているということで御質問ですけど、理由ということになりますと、深く詳細に調べてはいないんですけど、ただ社会的情勢を見ますと、今言われたように、タスポ、去年の3月から導入されておるわけですけど、これがどうしてもカードを持たないと自動販売機では買えないということで、結局コンビニ等で買うというふうな形になっておるというのがちょっと見てとれます。

したがいまして、コンビニでのたばこ税がどうかということになりますと、これはなかなか卸し段階の状況ですので、私たちがたばこ税を把握するには、どうしても卸し会社、日本

たばこ産業、その申請によってたばこ税入ってきますので、ただ個々の売り上げが云々で、たばこ税幾らというのは、ちょっと把握できないわけでございます。

ただ、コンビニがふえたら、今コンビニの分が上がっているじゃないかというふうな形言われますけれども、これは一般的にはたばこは本店が仕入れて、それぞれ本店が税金を納めるという形になるわけですけど、コンビニについては、それぞれの事業主体、それぞれの店、そこが払っておられるようですので、これが本店あるところという形での減はなっていないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

最初の質問ですけども、きょうも補正予算（第5号）の審議をしておりますし、また冒頭で補正（第6号）ということで、追加議案の提案がありました。その中で市長にお伺いをしたいんですけども、秋以降の急激な景気後退の中で、国を含めて今景気対策ということで地方も取り組まれております。今般の緊急経済対策、また緊急雇用対策について、市の基本的な考え、また基本姿勢についてお伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、国が示す事業メニューに基づきまして、鹿島市の総合計画、特に実施計画と整合性を保って実施すると。どういうことかと言いますと、こういう国の緊急政策がなかった場合との比較で説明したほうがわかりやすいと思いますけど、こういう国の補正予算がなかった場合には、鹿島市の、例えば、投資事業でわかりやすく言いますと、一般財源ベースでこれくらいは平成21年度に投入すると、こういう計画を財政的には持っております。しかし、今度の国のこういう補正の分については、これはこれとして確実に使うと。逆に言いますと、国の補正が大分来たから、当初予定しておった一般財源は使わないで済むということもできるんです、本当は。実施計画どおりということになりますと。しかし、それでは景気対策等々にはなりませんから、もともとの計画の分にあわせて国の分を上乗せして、平成21年度に使い切ると。これこそまさに地域の景気対策になるというふうに判断をして、そのように指示をしております。あとまた、平成21年度予算についての補正も政府のほうで考えておられるようですが、そのあたりのことについても、そういう考えで対応していくということになります。

それから、現在、予算に計上している事業の財源として、うまくこれを活用できないかということも検討をしてくれというふうに申しておりますし、先ほどと関連がございますが、

平成21年度以降の実施計画で予定しているものを可能な限り前倒しで実施すると。もともと平成21年度で実施計画に予定しておる分を、これは実施計画に上げておっても、なかなか100%できません。しかし、21年度の実施計画をやって、その上で22年度の方も前倒しでできるかわからんわけですね、政府の補正予算がいっぱいつきますと。そういうふうなことで、どんどんどんどん前倒しをしながら積極的な予算を今年度は組んでいくと、こういう意味があります。

それから、全般的な心構え。市長として指示している事項ということで、重複する分もありますが、まず1番目に、国が示す緊急対策の予算の上限。満額の事業を行う。国がせっかく、例えば1億円なら1億円、鹿島市については予定していますよというのを、これは遠慮せずに1億円全部もらおうと。積極的にいろいろやろうということです、簡単に言えば。2番目は、平成21年度予算の国の経済対策も予想される。これも有利なものについては、積極的に活用していこうと。先ほど申し上げたのと同じです。それから3番目に、税収や地方交付税の動向によっては、6月補正、9月補正などで、それらについてもどんどんどんどんプラスして加えていきますよということです。それから、これをスピーディーに行おうということです。それから次に、事業効果や後年度の負担などについても、ただし、事業効果とか後年度の負担などについても十分に考慮して事業を行ってくれということでもあります。それから、今回、鹿島市の予算としては（第6号）の分になりますかね。まず、地元が発注できるものを優先的にやろうと。（第6号）の分については、そういうふうなくくりもしながら、何と何を優先的にやるかと、こういう議論を重ねてまいりまして、ただいまの補正（第5号）の分、あるいは補正（第6号）の分についても、そういう全体的な指示を私のほうからしまして、そして予算を組んだと、こういうことでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

先ほどの答弁の確認ですけれども、私も審議の場で何度か申し上げていますが、投資的経費、これについては市長のほうからいつもお話をされておりましたけれども、10億円をめどにということでお話をされています。一般財源は4億円をめどにということでお話をされていますが、今の答弁で、それプラスアルファに国の景気対策を含めて、別枠——別枠というか、予算の上積みということで理解をしてよろしいですか。

それでは、これは佐賀県のほうもそうですけれども、鹿島市のほうも今まで財政をとにかく整えたいということで、財政基盤強化計画にのっとり財政運営をされてこられています。今日、秋以降のこれだけの景気後退というのは考えられなかったわけですが、今回、こういう形で積極的な財政的に対策を組んでいくということでもありますけれども、これは非常にバランスが難しいところであるとは思いますが、財政再建を優先か、経済対策を優先か

という形に恐らくここ何年かはなってくると思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

結論から言いますと、先ほど私が語る説明いたしました、こういうやり方でいきますと、市の財政、これは今回の国の補正を受け入れようと受け入れまいと変わりありません。それはどういうことかといいますと、一般財源というのは、数億円なら数億円、市の財源の持ち出しをしていますね。これはあくまでもその金額でやるんです。国の補正をそれに上乗せして幾らやるかということですから、市の財政計画にはこれは影響いたしません。逆に今年度、10億円の事業をやると、予定していたとします。それに政府が例えば、ここに5億円やるからと。そしたら、もともとの計画全部で10億円だから、国の分をもらって、市の金を5億円使わんでいっちょこうかと、こういうやり方もあるんです。恐らくそういうやり方をしておられるところもあると思いますよ。しかし、鹿島市の場合は、もともとのことはちゃんとやると。それに国の分を合わせて上乗せして合計してボリュームを膨らませて事業をやりますと。こういうやり方しますと、一般財源には何も影響しないということになります。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

市長の最初の答弁で、今回の景気対策については、できるだけ地元が発注をというお考えを述べられたと思いますが、市内の事業所、また業者等もあると思います。非常に今現在、景気が冷え込んでおりますので、できるだけ地元のほうにお金が落ちるような形でやっていただきたいと思うんですが、その辺の配慮というのをどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

いろいろ議論をする中で、何を優先的に政府の補正に対応するうちの事業をするかと。これは全然予定してないものというのは、全然入れ込んでないです。当然、21年度あるいは22年度にやろうと、実施計画で決めていた分をやっているわけですので、それを前倒し。だから、23年度に予定した分は、今度は22年度でできるようになりますね。そういうことで、今年度、ボリュームアップをするということですが、そういうものに合わせて商店街のほうでプレミアム商品券を鹿島市の場合も計画しておられますので、それに対する補助も10,000円鹿島市は組んでおります。そういうことで、私自身もこれは言わずもがなのことでもある

かもわかりませんが、政府自体は生活給付とか、今いろんなことで揺れて、何が何だかわからないようになってしまいました。私のほうは景気対策というふうに思っております。もちろん、受け取る側でそれは助かる人がおりますから、性格的に生活、これは大分助かるという受け取り方もあるでしょうけど、政策的なものとしては、ただいま議論をしている分野においては、地元の景気対策ということですから、そういうできるだけ市内で消費をしてくださいという意味で、できるだけ市内で消費をしてもらえるためにも、商店街のほうともタッグを組んでやると。私も必ず早い時期にいただいたならば、できるだけ市内で消費をするというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

今回の一般質問でも答弁にありましたけれども、市内においては、派遣切りとかはあっていないということで答弁とかをいただいております。ただ、今後は間違いなく市内の私たちにとっても、この景気後退というのは響いてくるだろうと思っておりますので、今回こういう形で景気対策というのを組んでおられますので、できるだけやっぱり鹿島市民がこれ以上の景気低迷という形にならないように下支えをしていただきたいと思っております。

その中で、ひとつお伺いをしたいと思っておりますが、議案説明資料の12ページの、これも投資的経費のことなんですけども、これは財政課にお伺いをしたほうがいいのか、わかりませんが、今回の補正を組んでも、当初の予算と比べれば、87,000千円ぐらいマイナスという形になっておりますけども、これの分析というのは、どのようにされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、議案説明資料の12ページの6行目のことだと思います。投資的事業が今回の補正でも総額では87,000千円程度減額になっているということですね。一般財源ベースでも310,000千円程度になっているということで、そういったことでの原因ということだと思います。

まず、財政課としても、数字的には若干不合理な部分もございます。市長からもこのことについては十分に分析をするようにというふうに言われて、4億円がベースで、総額で10億円が基本ベースというふうに思っております。個々にこれを検討してみますと、予算書のほうをごらんいただけますか。これ87,000千円の主なものは、予算書でいいますと、まず62ページ、先ほど松本議員からも指摘がありましたように、合併浄化槽の補助の減額、これも投資事業です。これで8,000千円。それで、あと大きなものでいきますと、67ページの園芸振

興費で30,000千円程度の減額、これも決算見込み等による減額でございます。19節の補助金、園芸施設への施設整備等への補助金の減額等がございます。68ページは農地整備費で、補正額17,000千円。これも中山間地総合整備事業の事業費の減額。これも決算見込みによる減額。それと77ページ、水資源対策費で、これ中木庭ダム周辺整備事業で16,000千円程度の減額。それと、最後ですが、89ページ、文化財保護対策費で11,000千円程度の減額。これは埋蔵文化財の発掘が発生した場合に執行する予算です。これは予算が埋蔵文化財の発掘がなかったということの決算見込みによる減額でございます。今、紹介しましたものを大体合計しますと、八千数百万円の減額というので、この投資的経費の87,000千円の内訳は、ただいま申しました事業の合計でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

先ほどの答弁で、農業関係の減額というのはいくつにも感じられますけれども、これほどのようにとらえればよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたしたいと思います。農業関係中心に減額ということで、非常になぜかなと思っていらっしゃるかもしれませんが、お答えをしたいと思います。

まず、予算書の（第5号）の67ページ、園芸振興費の負担金補助の部分で、省資源型施設園芸確立緊急対策事業補助金の減12,000千円というのがございます。この分については県の事業でございまして、これは昨年、補正予算を組む段階でもお話をしていたと思いますが、国のほうの事業に乗りかえたと。国の事業が補助率が50%、県単の事業は、県と市と合わせて43%程度になりますので、その部分で事業費の減になっております。

それから、次の68ページに入っておりますが、強い農業づくり交付金事業補助金16,900千円程度の減。これにつきましては、主なものは、先ほどの分がこちらに移行した分もございますが、農協のほうでイチゴ選果機を導入されております。この入札減というのが一番大きな理由でございます。

それから、農地整備費関係で、同じ68ページの中で、委託料の部分で15,118千円の減となっております。この分については、圃場整備に伴います換地業務の部分が一部次年度へずれ込みました。ただ、事業費は2億円ということで、この部分、委託業務については、県のほうから市へ委託をされて、市から民間のほうに委託をするような形になりますが、その部分が次年度へずれ込みました。ただ、総事業費の2億円というのは、工事費の部分に入り込んでおりますので、実質的な市の予算上は減になっておりますが、総額ではそのままという状

況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

先ほどの答弁で、ちょっと私もよくは理解してない部分もあるのかもしれませんが、国への補助制度の組み替えとか、また来年度に財源の繰り越しというんですか、こういう面であるので、初期の予算的には余り変わらないということによろしいのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

ちょっと私の説明が少しわかりにくかったのかもしれませんが、先ほどの67ページの省資源型の園芸事業ですね、この事業で申し上げますと、冒頭申し上げますと、これは県単の事業で全額を上げておりました。ただ、国も同じ事業をやられていますので、その採択があれば、そちらのほうに乗りかえますと。国の事業に乗りかえますということで、事業自体は金額は市の予算としては減っておりますが、事業費、それから事業内容はそのまま変わっておりません。

それから、圃場整備関係の業務の中で、中山間地総合整備事業の中の委託料関係ですね。これについては、事業の内容によって、県の事業でございますので、当初見込んでいた部分が、一部が来年度事業に組み替えになったと。その部分については、県の事業としてはほかの事業をその分、15,000千円程度の事業を、別の事業を先食いしたような形でやっておられます。ですから、事業としては推進をしているということで御理解をいただきたいと思いません。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

最初、答弁をいただきまして、財政課長のほうからも、市長のほうから指示があつているということで、投資的経費の一般財源の4億円という形で答弁ございましたけれども、やはりできるだけ市として景気の下支えということで、この4億円プラス全体で10億円、それプラス国の景気対策を通じての上積みという形で、できるだけ緊急的にこの一、二年は投資というものに力を入れていただきたいと思えます。21年度の予算について、この4億円を必ずということではありませんが、できるだけ確保していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ここ数年、国、県、市町村も、この投資事業というのは急激に落ち込んでいるんですね。これは財源の問題で、いずれも仕方ないことかもしれません。そういう前提のもとで、私どもはしかし落ち込んだからといって、最低一般財源ベースで4億円ぐらいは下支えをしておかないと、やっぱりいろんな面で景気の問題、あるいは市内の業者の問題、こういうことでも疲弊してしまうということで、4億円というものを鹿島市の今の財政事情を見ながら、これだけは死守するようという指示をしているわけです。ただ、決算段階になりますと、先ほど言いましたように、いろんな事情で4億円に満たないという結果になってしまったということでもあります。

もう1つつけ加えますと、公共下水道事業に繰り出していますね。この中で6億円ぐらい繰り出していますけれども、この部分の中で、やっぱり投資に回っている分あるんですね。だから市全体としては、水道事業もありますし、それぐらいにはとどまりませんが、一般会計の中で4億円ということですね。21年度もこれからも最低4億円というのは、私としては守っていきたいというふうに思っております。できれば、これを超えるように、財政基盤強化計画のほうともならみながらであります。そういう気持ちは持っております。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

気持ちがぜひ実現できるように、ぜひともお願いをしたいと思っております。

今、国のほうでマスコミ等でも流れておりますが、さらに景気対策ということで、国のほうが来年度以降も考えられているということで報道されておりますが、それに対して鹿島市がすぐに対応できる準備というのが、今現在なされておるのかについてお伺いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

まず、いろんな経済対策が出た場合、いかに迅速に対応できるかという、ここがちょっと勝負のところでもあります。今回の経済対策も、国の補正の時期とかいろいろあって、国のメニューが示されてから、大体1週間ぐらしか余裕がない状況で申請をいたしました。全般的にはスムーズにできたというふうに思います。これは非常に自負する部分であります。鹿島市の場合、これは中期財政計画と厳密な実施計画で事業の計画等ストックがあります。それで、ある程度、鹿島市として総合計画に基づき、こういった事業をやっていかなければならないというのを、かなり手持ちで持っておりますので、そこらあたりを即座に出せるというふうに、そういったものを今からもまた準備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

答弁いただきましたけれども、国の景気対策ということで、マスコミにも何回か流れましたけれども、耐震構造をできるだけ進めたいという形で話があってございました。平成21年度は鹿島小学校と浜小学校の体育館という形で出てきておりますが、絞ってという形で景気対策が出されるわけではないでしょうけれども、優先順位として耐震構造という形でできた場合に、前倒しとか、そういう面でこれは教育委員会のほうになるかもしれませんが、用意があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全体的にそういう国の対策に対して、鹿島市の中での分野に対する財源の振り分けですね。これはやっぱり国のいろんな方向性があるにしても、鹿島市内としてのバランスはやっぱりとらないかんわけです。ですから、そういうことで、余りにも偏り過ぎてはいけないし、しかし、大体教育分野というのは、特に施設をつくったり改修したりする場合に、非常に補助率が低いんですね。この国の今回の対策、あるいは次回の対策で、そういう補助率が大幅に上がるとかなんとかなくなってきますと、上がっているときにやったほうが得ですので、どうせ数年内にやらなければいけないならば、そういうこともあり得るわけです。ですから、割り振りについては、総合的にバランスをとりながら判断すると。そういうことでございます。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

建物等の耐震物についてですけれども、耐震改修をやらなければならない建物は、市内にもかなりあります。ただ、年次計画を立てていく中で、設計、それから建設というような予定を立てております。これの設計の部分が、こういった緊急の場合に、なかなか間に合い切らないということで、今回はできている分からやっております。今後の問題として、こういったことがあるならば、設計の部分ですね、大方の設計でも早急にやれば、建物も乗れるだろうと思っております。耐震の建物がおくれるというか、今回乗れてないのは、設計が間に合っていないという問題であります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

設計が間に合っていないということが原因としてわかっておりますので、今後の対策としては、できるだけそういう意味でも原因がわかっているんだったら、そこをきちっと修正をしていくということで、ぜひともお願いをしたいと思います。

やはり緊急、今、財政課長の答弁もありましたように、国の方針が出て、約1週間で補正予算、事業等を選択しなければならなかったという話でありましたので、やはり随時、市として考えておかなければ、その対応に乗ることができないような形になってくると思いますので、若干の費用はかかるのかもしれませんが、先行投資という意味では、常に動ける体制というのをつくっていただきたいと、そのように思っております。

もう1つですけれども、鹿島市の独自の経済対策というのは、今後考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

松田議員の鹿島の独自の経済対策についてということで、私どもが市長から指示を受けている部分が4点ございますので、御紹介をいたします。

まずは、国の制度を十分に利用して対応するのが、まず第1と。現在の経済対策には、かなりの自由度と事業量がありますので、実際、今年度の部分をやるのが精いっぱいな分というのもあります。

2点目は、平成21年度に国の経済対策、これ当然、補正予算も予想されます。先ほど市長からも答弁ありましたように、有利なものは積極的に活用をするように、できれば満額を活用するというので、準備をしてくれと言われております。

あと、6月以降ですが、税収で地方交付税が確定した時点では、当然、独自の経済対策も考えることにはなるというふうに思います。税収の動向と地方交付税の動向が、いまいち不透明で見えません。それによってはまた新たな対策も検討することになるというふうに思います。

総合的には、先ほど議員も申されましたように、あらゆる状況を想定しながら、手持ちの事業や企画は準備をしておくようにということで、以上のような指示を受けております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

きょうの補正（第5号）、また追加提案ありました（第6号）等で、本当にここに来るま

で余りお聞きをしておりませんでしたけれども、約1週間程度でこれだけの事業をまとめられたと思いますので、本当に企画、また商工含めて、農業含めて、よくまとめられたと思います。一般質問でも私申し上げましたけれども、危機管理というのは、常に行政にとってはつきまとうものでありまして、今回の景気対策というのも一つの危機管理であると思います。

先ほど財政課長のほうから答弁がありましたように、対応できるような対策というのを常に持っていていただきたいと思います。恐らく地方が今から景気が一段と冷え込んでくるだろうと思いますので、その下支えになるのは、民間が投資をできませんから、やはり官であります市がその投資、その役割というのを果たしていかなければならないと思いますので、ぜひともきょう答弁がありましたように、市長のほうからも投資的経費では一般財源で4億円は確保したいと。国の補正については、できるだけ景気対策があれば活用をしたいということでお話っておりますので、ぜひともすべてを活用する意気込みで頑張ってくださいと思います。

最後の質問ですけれども、この景気の低迷に対して、鹿島市が現時点で最重点的に取り組まなければならないと思われていることを市長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

景気対策という面からも、今回の政府の補正にどう対応していくかということで、まず、できるだけ地元で工事を発注できる、地元業者がいわゆる受注できるものを優先しようと。こういうことでもやっておりますし、また、プレミアム商品券も助成をしております。そういう私どもとしては、地元の景気対策というものを第一義的に考えた補正ということになります。

○議長（橋爪 敏君）

ここで10分程度休憩します。午後2時25分から再開します。

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を行います。

議案第17号に対する質疑はほかにございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番です。何点か質問したいと思いますが、今、定額給付金の問題が出ておりましたので、最初にその話で質問をしたいと思います。本来は次の補正のところに入るんじゃないかと思いますが、いずれにしても、定額給付金の問題が出ましてから国会でも全国的にも非常に大きな論議がされてきたわけですから。特に、参議院では否決をされるというような状態も生

まれた。この大変な時期に7割ですか、反対だという国民の声があるというような、そういう状況がある。なぜかと言えば、この財源が行く行くは消費税で賄われるというような、そういう見え見えの、まさにこれが決まったときは選挙目当てのばらまきだというふうな、そういう意見が出たほどの状況ですが、しかし、やっぱりそう言いながらも今の大変な状況の中で皆さんがそれを待つというような、そういう事態があるのは事実だと思います。一番トップの方がもらうのもらわんと、何かもう本当に何やと言いたいような状況ですが、それはそれとしまして、今までいろいろ論議になりましたが、私のところにも毎日と言っていいくらい「いつ入っとね」「どがんで来っとね」「どがんでもらおうとね」というような、そういうお電話をいただいております。

1つは先ほど申請のことについてはありましたが、いただくとき、今まで口座振り込みだというようなことが言われておりますが、この件で1つ、これもある方から心配で私に尋ねられました。というのは、だれもいろんな形で負債とか、いろんなものがあるわけですね。例えば、税金も納めていないとか、いろいろあります。口座に入ると、何かの料金引き落としは、すぐに待ってましたとばかりに口座から落とされるという現状があるのは、皆さん方に借金がなかったら御存じないと思いますが、例えば、銀行なんか特にそうですね。農協だってそうだと思いますが、以前、農協も野菜、米が入ったので税金もらいに行ったぎ、もう農協が先に落とすとったというような、そういう話もありますが、本当に笑い話じゃないんです、そういう状況。ですから、今回もそういう事態を心配する方もありますが、このいただく場合は口座振り込み、それから希望者には直接手渡しもできるのかどうか、その辺を確認したいと思います。どうぞ。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

定額給付金の交付につきましては、現在のところ世帯主の口座に振り込むということで予定をいたしております。しかし、世帯主以外の口座です、世帯主が口座を持っていない場合は、世帯員の方の口座にも振り込むことは可能ということでございます。どうしても口座を新しく開設できない方につきましては、窓口給付も可能ということになっておりますけど、私どもといたしましては、世帯主の口座に振り込ませていただくということでお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

確かに事務手続としては口座振り込みのほうがしやすいでしょうね、振り込めばいいわけですから。ただ、今のような状況の中で、せっかくいただいて皆さんが喜ぶわけですが、確

かに借金その他で落とされる分も利用するということになるわけですが、やっぱり目の前にもらって、それは別物として利用するということが本当に今大事じゃないかなという気もするわけです。ですから、今おっしゃったのは、どうしても口座のない人は云々ということですが、もう一度確認しますが、さっき言ったように、口座落としじゃなくて持っている人でも直接くださいとおっしゃる方には渡してもらえますか。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

口座振り込みが原則ということは、いろんなお年寄りの方がおられます。そのお年寄りの方が、もし窓口での給付とした場合に、いろんな犯罪に巻き込まれる、ひったくりに遭うとか、そういうことで、その事故防止のために口座に振り込むということで私どもに対しては指導があっているわけですけど、現在のところ、私どもは原則として口座に振り込ませていただきたいと、口座を開設していただきたいということで考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、市としてはそういう事態が起きてもそれはしよんなかという考えなんですか。例えば、お金が入っても、もちろんその落とされる分はその方の責任ですから、払わんといかんやった分が落とされるわけですから、当然と言えば当然ですが、その辺どうですか。それとも、新たな口座をつくって、口座落としのない口座をつくれという指導をなさいますか。その辺についてはどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

もし新たな口座が開設可能であれば、その口座に振り込みさせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

わかりました。まだ納得はしませんが、特にお年寄りの方が犯罪などもあるので口座振り込みでということになるわけですが、これも定かでないと思うんです。入れるのは入れるでしょう。その後、自分で取りに行けない人もおりますし、全くわからない人もあるわけですから。そこまで言いよったら、これはよっぽど徹底した対応をしないと完璧にはいかないと思いますが、その辺については、またこれから論議をしていきたいと思います。一応、それについては終わりたいと思います。

次に行きたいと思いますが、私はこれまで雇用の問題、一般質問でもそうですが、12月の議会でも取り上げてきましたが、今回の補正の中では、今までやっぱり論議してきたかいたあったなというような形での雇用対策と申しますか、もちろん後の補正は補正であると思いますが、市独自のそういう問題を私は見出すことができませんが、例えば、それぞれの課の中に、特別臨時を雇うとか、そういうようなのが今回出ているのか。例えば、ほかの自治体、いろんな全国的なのを見ますと、清掃事業だとか、山の手入れの事業だとか、いろんな形でもちろん短期間ではありますが、仕事がないという人たちの対応をするという状況が生まれておりますが、その点について私が予算を見切れずにいるのか、それとも今回はそういう形では上がっていないのか、お尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

きょう提案しています議案は、鹿島市の補正（第5号）です。これはおっしゃるようなことはもともと含んでおりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

はい、わかりました。さらに雇用の問題では、一般質問の中で相談会のお話をいたしました。そこでの約束はされておりましたが、検討していくというような態度だったと思います。後の情勢の問題といいますか、この件について県議会の中でも、共産党の武藤明美県議がこの問題を取り上げました。これに対して古川知事さんは、この前も言いましたように、青空相談会、非常に評価をしていただきまして、そのことに対する感謝、そして、こういうのは地域でやってもらうべきだと。そして、これに対しては県としても、県が直接、公的に援助ということじゃないけれども、職員の人たちをボランティア的に配置するとか、そういう援助はやるんだというような御答弁をいただいているんですよ。あれだけの催しが本当に大きな力になったということで感じております。そういう面で、あの一般質問からわずかしかたっておりませんが、進展があっているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

御質問いただいた後に、すぐ私のほうは、ちょっと私とか課長がちょっと議会に出るから、すぐハローワークに行っているいろんな新しい情勢を把握してくれという指示を出しております。ですから、きょうも行っているかもわかりませんが、検討はするという答弁をいたしましたので、どういう形でやるかということを目指して今検討しております。ただ、今のよ

うな県知事さんが「職員を動員させてでも、その青空相談会みたいなものには協力をしていく」とおっしゃったということでございます。私どももどうやってハローワークと手を組んでいった方がいいのかという検討をしておりますので、県がそういうことを言われたということでございますから、私のほうも今度は県のほうにも御相談申し上げながら、それから松尾議員も言っていただきましたけれども、「自分も協力するよ」とおっしゃっていますので、その辺、ひとつどんどん知恵を出し合って、どうやっていくのか、できるのかできないのか、済みませんけれども、今検討中ということで御答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、次に移ります。

説明資料の18ページですか、インフルエンザの問題があります。これは、市報などでも報道されたり、いろんなところで宣伝もされております。しかし、まだやっぱり多くの人たちが、もしあった場合にはどう対応するかということで、今回いろんな器材といいますか、必要なものの購入なんかで予算が上がっておりますが、例えば今、私なら私自身が自宅でインフルエンザと診断をされたとします。そういうとき、市民はどうすぐ即座に対応すべきなのか、そういういろんな問題について、まだ細かくわからないわけです。私はその点について、やっぱりまさかと思うわけですが、いつ、どこにあるかわからんからこういう形で上がってきていると思っておりますので、こういう器材を集めるのもそうですが、そういう住民に知らせる何らかの対応の説明会といいますか、やるべきじゃないかと思うんです。結構、不安がっている人は多いわけですから。その点について、直接市民とどう対応するかということでお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

38度以上の高熱があつて嘔吐等がある場合、インフルエンザ陽というんですかね、そういう症状があらわれた場合は、それから、もう1つは、そのインフルエンザの発生地域あたりに渡航をしたとか、そういう事例があつた場合は、まず杵藤の保健福祉事務所ですね、そこにお尋ねをしていただくと。それで一時的な判断をされて、発熱外来というのが設けられます。そこで、そういう症状の方は診断をしていただくということになります。一般の病院に直接行かれますと、結局、もしそれが新型インフルエンザというようなことでありますと、一般の患者にも感染するおそれがありますし、発熱外来というのが設置されますので、そちらのほうで診断を受けていただくということになります。杵藤地区の場合、発熱外来が今決

まっているのは、嬉野の医療センターです。そこが今のところなっております。そのほかにも今、数カ所検討をされております。まだ決定はしておりませんが、そういう状況です。（「そうなった場合の内容、周知広報」と呼ぶ者あり）そいけん、その発熱外来のことにつきましては、先般、お配りしましたQ&Aの中にも、まず保健所のほうに問い合わせをしてくださいというようなことで載っておったと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

保健所のほうなどでの対応でしょうが、最初のどうかと思うときの連絡を、何と言いましたか、保健事務所、（「保健福祉事務所」と呼ぶ者あり）そのセンターに連絡をするんじゃないかと、鹿島市は鹿島市のどっかに電話を一本入れたらそこから対応していただくというような、そういうことを私はやるべきだと思うんです。なかなかQ&A書いてあってもわからないんですよ。ましてや、そういう状態になったときは、精神的にも安定しませんから、なかなかそれはあっても見ないというのがありますから、例えば、こういうときですから、いざのときには電話でどここの鹿島市の何々というようなのを電話のところに張りつけるような対応でもするようなことを、私はぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

そのように検討しております。（「そのようにいたしますと言わんね」と呼ぶ者あり）そういう方向で、そういうふうになるように今検討をしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

検討しているということは、するということですね。市長がすると言えと言ってもすると言わんから、せんのかなと思います。していただくものだと思います。ぜひ、してください。それも早急に私はやるべきだと思います。

次に移りたいと思います。

予算書の47ページ、これにごみ処理施設のことがあります。今、杵藤地区から……（発言する者あり）ごめんなさい、違いました。37ページ、47ページに関連して、ふるさと納税寄附金のところから行きたいと思いますが、ふるさと納税寄附金599千円入っていますね。これだけ来たものだと思いますが、これが導入されるときに宣伝費その他で予算が組まれたと

きに、私はそこまでしてせんといかんかというような意見を申し上げたと思います。今回のこの予算書を見ておきますと、その分が1,000千円が205千円、減額になっているわけです。これは結局、その分推進のために使わずでもよかったということだと思いますが、推進のためにどういう手だてをされたのか、まずお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

今回、ふるさと納税につきましては、減額ということで計上させていただいております。これまでに一応執行額といたしましては81千円を執行いたしております。その執行の目的でございますけど、夏のお盆の際の帰省客、また正月の帰省客、それぞれ佐賀空港とか、佐賀市の交通センターに各市町から職員が出向いてPRをしたということで、いろんなロール紙とか、印刷のインク代とか、いろんな広報用の紙代というようなことで81千円を執行しておりますのでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは599千円という寄附です。これは大体どういう地域からでしょうか。県外だと思いますが。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

今回、ふるさと納税につきましては、7名の方から600千円の貴重な浄財を寄附していただいております。お住まいにつきましては、東京都とか、横浜市、水戸市、千葉県の方、福岡市在住の方とか、そういう地区の鹿島市にゆかりのある方々からの7名から600千円の貴重な浄財を寄附いただいております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これは入ってきた分ですが、鹿島市から出ていく分もあると思うんですが、まだ税金の申告なんかあっておりませんので、具体的にわからないと思いますが、結局、寄附をすることによって減税されるわけでしょう。大体鹿島から出ていく分が平成20年度でどれくらい見込まれているか実績がわかれば、その辺、まだわかりませんか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務部長（武藤竹美君）

税額控除の部分になってくると思いますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。税金の申告は3月16日まで、おっしゃられるように今あっているところでございます。これをまとめてみないと、どうしてもことしの寄附金控除の申告をされたかどうかというのはつかめません。したがって、実際わかってくるのは6月以降だというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

64ページ、衛生費のところでお尋ねをしたいと思いますが、清掃総務費の負担金補助及び交付金に関連して申し上げたいと思いますが、この中に佐賀県西部広域環境組合負担金というのでマイナス954千円ですが、数字は関係ありませんが、お尋ねをしたいといひますのは、今、武雄にかわって伊万里のほうに新たなごみ処理場の建設が計画をされていっているわけですが、私がお尋ねしたいというのは、この建設に対して私たち議会がイエスなのかノーなのかと言う機会があるのかどうかということです。今、既成事実ですよ、幾らか負担金を予算組むとか、いろいろな形で一つ一つ細切れに来ておりますが、これでは私たちも取り組んでいくについて、市民の人に責任を持たないと思うんですが、そういう機会があるのか、あればどの時点でどういう形なのか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、まだ建設を決定しておりません。その準備で、その方向で進めているということです。それで、私も今度の市長町長会の中でそのところを、今準備をしている事務局にも言ったんです。というのが、私たちは、これは議会の直接の同意は要りません。ただ予算の中で負担金かれこれ、こういう中での議論になろうかと思ひます。それで、直接建設する、しないという議案は、かけなくていいということでもあります。ただ、私としては、そこで言ひましたのは、自分としては鹿島市長としては議会との納得ずくで行きたいと、だから、いつの段階で議会に全容を説明して、そして、私自身も自信を持ってこれはやらないかんですよ。まだそこは全然詰まっていなひんです。いつかということで、大分こうやっていひましたが、来年、21年度に大体この全体の計画案というか、何と言うかな、（「基本計画」と呼ぶ者あり）基本計画がまとまります。その基本計画で希望が幾らかとか、建設費が幾らかとか、そういうのが明らかになりますので、それをもって私は議会に説明をし、そして、私自身が納得できる案であれば議会のほうにお願いをしようと、こういうことで自分としては考えて

おります。

今回、全協の次に説明をした中で、若干のそういうどういう方式ですとか、あるいは規模がどれくらい、201トンと言いよったかな、とかそういうものは、結局、交付金を政府に申請するための書類と、あくまでもこれという確認はしております。したがって、基本計画の中で全体像を取りまとめまして、そして、それで私自身が納得すれば議会のほうにお願いをしたいと、こういう手順で、またそういうタイミングで考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

実は、この前、私も基本計画の説明を受けて、このまま行けばずるずると行って吸い込まれてしまうんじゃないかという気がしたので、今回お尋ねしているんですが、今、市長の御答弁では、基本計画を見て、そして、自分が納得したら議会にお願いをしたいというのは、納得するということは、これならつくってもよかという納得なのか、それとも一応検討に値するという納得なのか、その辺はどうなんですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これならつくっていいという納得の仕方です。そうしないと、これをつくりたいと広域圏の中で私は賛成をしますということとは言えないでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ということは、議会に諮られても一応市長としては、そういう進んでいくという形での提案ということになりますので、それこそこれは議会のほうの態度にもよると思いますが、やっぱりそこまで行く間にも内容的な私たちの協議、説明、それからいろいろ知らせていただくということを十分に市長が納得する前も私は諮っていただきたいと。そうしないと、もう市長が言うたとやんぎしよんなかと、議員がそがんこと言うちやいかんですがね、そういうことにもなりかねないわけで、ぜひ市長が納得をするまで検討する間にも、私たち議会にも小まめに提示をしながら検討をしていただくというお約束をお願いしたいと思いますが。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この組合をつくったのは、これを建設しようということで鹿島市も参加をしております。私が言いましたのは、中身がこの中身で納得するかどうかということです。私が納得しなけ

れば、議会に相談も何もせんわけですから。ただ、納得した場合に、議会に私自身も納得しましたからこういうことで説明をして、ぜひ計画をこのまま進めますと、私は賛成をいたしますということを議会の理解を得ながら進めていきたいと、こういうことであります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

だから、市長が納得するまでは十分に自分としては検討されるわけですから、その間においても議会にやはり定期的にある程度のその資料を示しながら、私たちが市長から提案をされる前に私たちもこういう検討をしてきたんだと。そして、本当に市長が納得したことがそうなのか、じゃないかもわからないというようないろんな問題があると思いますので、そのとことろをお互いに、ただ単に受け入れるという立場でなくて、できるようにやっていただきたいということをお願いしているんです。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この組合には、議会のほうに中村雄一郎議員、うちの副議長が議長になっておられますし、中西裕司議員が議員として出ておられます。したがって、そういうことで議会代表としての報告もあられようかと思っておりますので、私のほうからの報告をあわせて皆さん方には十分情報が伝わるようにしていきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に移りたいと思っておりますが、60ページです。民生費ですが、生活保護に関連しては、一般質問でも行いましたし、この状況の中で扶助費はふえるじゃなくて、減っているという状況にあります。それは今回は取り上げませんが、次の医療扶助費増額というのが24,800千円という増額ですが、この要因は何ですか。何か特別の医療の問題があっているのかどうかです。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

その特別の状況ということは、特段はありませんけど、当初の予定の中で予算的な部分で留保していた分とかあって、状況的に決算見込みを見た場合に、医療のほうは足りないというような状況になったということで、あと生活扶助費はマイナスというようなことになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

医療抑制などというのはなされていないと思いますが、例えば、医療、診療抑制などをしてひどくなってから病院にかかるというようなことがないように、そういうことで多くなったというならこれは問題ですが、そういうことはなさらないと思いますが、くれぐれも初期の段階での診療というのをしていただきたいと思います。

最後にしたいと思いますが、ごみ袋の衛生手数料ですが、1,352千円の減となっていますが、ごみ袋が少なくなったというのは市民のごみ分別といいますか、処理の対応がよくなったと理解していいのでしょうか。今、皆さん、ごみ分別はいろいろ努力をされていますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ごみ袋についてお答えをしたいと思います。現在、ごみの量の状況でございますけれども、一般家庭ごみは若干横ばいか、若干減り気味という状況に来ております。そういうことから、ごみ袋は大体同じ程度の予算になるわけでございますけれども、去年の3月の時点で、平成20年度は油が上がって価格が上がるというような予測がございました。そういうことで、3月の補正を組んでいただきまして、その補正の分で通常は6月まで前年度の袋を使うわけですが、その補正をしていただきましたので、9月分ぐらいまではそれで可能になったわけです。そういうことで、平成20年度は若干数量が少なくて済んだということが減額になった要因でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市民のごみの扱いじゃなくて、社会情勢の中でそういう状況になったということで理解するんですね。はい、わかりました。

以上で終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。

今度の補正についてのまず第1点でございますが、ダンプトラックを買うように4,100千

円ぐらいの予算が今回計上されております。古くなったダンプだというようなことでございますが、その内容についてもう少し詳細に御説明をいただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

平石都市建設課長。

○都市建設課長（平石和弘君）

ダンプにつきましては、都市建設課所管の道路の維持管理業務、これのダンプでございます。ダンプは市の財産なんですけれども、経過年数がたっておりまして、修理の状況等が突発的な修理が必要になってくるというふうなことがここ二、三年ぐらいから発生をいたしております。また走行距離につきましても、一定の基準ということで市全体で決めておりますけれども、それもオーバーをしておりますし、購入ということで計画をいたしておりました。それで、財政課の冒頭の説明でありましたように、新年度の購入という予定もいたしておりましたが、4月の車検切れということになっておりましたので、今年度に3月の補正で購入を予定して補正をお願いしておるところでございます。

以上です。（「買ってから何年ぐらいたっているのか」と呼ぶ者あり）購入後は、16年を経過してしまっていて、走行距離が20万キロを超しておるのが今の現状であります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

市の財産ということで、大切にお使いいただいているもんだなというふうに私はびっくりしておりますが、今回のダンプトラックというものを新しく購入されるということなんです。いろんな形があると思うんです、今の市の健全化の問題で。例えば、リースにするとか、いろんな比較検討されたと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

平石都市建設課長。

○都市建設課長（平石和弘君）

リースではどうだろうかということで比較検討いたしましたけれども、どうしてもリースのほうが割高になるということで、購入ということで決定をいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

車関係ですので、ちょっと私ももともとそのあたりがわかっておりますので、リースでもいい場合と、リースにしない方がいい場合とあるんです。これは、例えばさっき言いました

ように、十何年も15年も使うような、それから、こういうこの種の車両というのは、やっぱりリースより、リースと言ったら3年か5年か、そこで残存価格を設定してこれで終わりです。ところが、それからが長いわけです。そういうことで長く使えますので、リースでするより購入のほうが単年度当たりの単価でしますと安くなると、こういうことであります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

経済は安いほうがいいわけですが、そのように検討されたということですね。そこで、今回の物品の購入、市の財政の規則、その他いろいろ物品の購入についての規則なり、いろんな形があると思うんです。例えば、請負工事なり業務委託については、仕様書を示して、入札にかけるといような形があろうかと思いますが、通常、物品購入についてはどのような形で今仕組みとしてなっておりますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

物品の場合は、基本的には入札のやり方については工事等に準じております。ただ、工事の設計書にかわるものとして、仕様書というのをつくっております。ただ、ものについては仕様書が非常に作りにくい場合があります。車の場合もですけど、事務機器あたりも会社によって規格が違うという部分がありますので、共通した規格といたしますか、こういった機能がついているものとか、これに準じたものというような形で仕様書というのをつくっております。その仕様書をもって入札をやっているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

まず、やはり物品購入の指名参加願が出ていなきゃいけないんじゃないですか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

指名参加願は出ていなくてはなりません。そこが、入札に関しては工事等に準ずると申しますか、やり方であるとか、業者の選定でありますとか、そこら辺は一連の流れは同じでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そこで、物品購入についても指名参加願は出ていなきやいかんと、まずそれが基本ですね。ですから、財務内容からすべてが出ていなきやいかんと、その内容ね。会社一式、あるいは個人にしてもあるかもしれませんが、そういうことが出ていなきやいかんと。その中で、いわゆる指名競争入札なり、どういう形なるんですか、よくわからないですが、競争入札にして、それでやっていくということですよ、物品購入について。

その場合に、今市長も言われました、いわゆる市内の業者の方を優先して、なるべく市内に金が回るような形で発注をするということが、1つの今の経済の浮揚の仕組みだと、仕掛けをしていかないかんとというふうにおっしゃっておりますが、今回のダンプの購入、ちょっと具体例ですが、その件については市内のほうで十分賄う業者があるんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

物品の入札は基本的に財政課のほうで行っております。800千円以上の物品の購入につきましては入札、1,000千円以上の物品につきましては指名審査委員会を通して、市内で調達できるものは市内業者を優先して指名ということになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今回の具体的なものについては指名競争入札という形になるというふうに考えてよろしゅうございますですね。やはりこういう時期ですから、市内の企業を、何と言うかな、助けるというのはおかしいですけど、やはり市内の企業の方の少しでも融通がきくといいですか、そういう形をお願いをしていただきたいと。本店があれば、もちろんそういうのがあるでしょうし、営業所、支店があれば、そういう形が一番いいでしょうし、やっぱりそのような形でお願いしたいと思います。

市長、先ほど答弁いただきましたけれども、そういう場合に、例えば、失礼ですが、車の整備工場なんかを経営している方はそのメンバーに入るんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

指名願を受け付けるときの書式の中に取り扱い品目でありますとか、取り扱い業務でありますとかいうところを書く欄がございます。そこで、先ほどで言いますと車の販売、あと車の販売だけでわからない場合は、こういった大型特殊車両を取り扱うかどうかというのは問

い合わせる場合もございます。そういうことをやりながら、取り扱える業者というのを選定していくと。担当課のほうで選び出しているところでございます。（発言する者あり）失礼いたしました。担当課を抱える調整室のほうで選定をしているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

常に私も気にかけていることは、やはり工事についてもそうですが、あるいは業務委託にしてもそうですが、あるいは事務用品の購入、800千円以下とか、1件当たりそういうことなんでしょうから、そういうことの購入については、なるべくやはり市内の業者さんを、企業を育成するという意味で、そういう取り扱いをお願いしておきたいというふうに思います。今回も特にそういうことでお願いをしておきたいと思います。

次の質問ですが、先ほど議会のほうでも条例の改正案をしましたが、その中で、費用弁償の分で項目がなかったからそれを追加して入れたということでもございました。それは平成20年8月に設置されている鹿島市地域公共交通会議ということについての費用弁償の分ということでもございました。私も今回の一般質問の中でも少し触れましたが、これは新年度予算でも触れてもいいんですが、きょう出ましたのでお願いをいたしますが、鹿島市地域公共交通活性化協議会、これが平成21年3月に設置されているというようなことでもございます。この補正のことも審議の中で平成21年3月に設置ということは、先ほど言いました交通会議との兼ね合いといいますか、どのような形にリンクしていくのかです。市長は過日の全員協議会の中でも、この地域公共交通活性化のためのいわゆる再生総合事業というのが、国土交通省であると、これは平成19年度から始まっている事業ですが、今回鹿島市においても手を挙げるというようなことをおっしゃっておりました。平成21年3月設置ということでもございますから、その内容と予算的な裏づけ、どういう形でなるのか、あとメンバーの構成については大体わかっておりますが、メンバーの中身です。あと県内においては、もう既に松浦鉄道、鳥栖市、嬉野市、神崎市、神崎市は平成21年度から、嬉野市は平成20年から、鳥栖市が何か先行しておりまして過日の佐賀新聞の記事においても鳥栖市の交通機関、いわゆる企業と公営のバスが相互にやるというような形の文章が出ておったと思いますが、鹿島市において平成21年3月設置のこの協議会がどのような形になっておるのかをお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

それでは、今回提案いたしました条例改正とも関係がございますので、少しわかりづらい

ところがありましたので、この際説明をさせていただきます。

鹿島市地域公共交通会議、平成20年8月に設置をしております。これにつきましては、佐賀県のほうに佐賀県バス対策協議会というのがございます。このバス対策協議会で、これまで従来のバス路線、今廃止代替バスとかいった形で補助をしている部分です。これをやめたりする場合には、ここのバス対策協議会の中に諮っております。昨今、これが多くなったからだと思いますけれども、分科会をつくろうという話がありまして、佐賀県バス対策協議会の分科会、これは県が主催するわけですけれども、これをつくるか、これにかわって各市町のほうで地域公共会議というのをつくれば、分科会にかえることができます。これはどういったことをやるかと申しますと、鹿島市の場合は、鹿島市内における従来のバス路線の廃止に伴う協議について、この場で協議をしてくださいと。それをもって上の会議が行われたことにかえるというものでございます。これは県の指導もありまして、鹿島市も路線バスが多ございますので、つくったほうが良いということで、昨年20年8月に設立をしたところでございます。これについては1回会議を開きまして、上浅浦の春木やったですか、あそこの一定区間を今年度廃止したところがございます。こういった会議をしたところでございます。これが1つ、今までの会議であります。

今回、議員がお話をいただきました、また市長のほうからも話をしております鹿島市地域公共交通活性化会議との関係ですけれども、この会議とは兼ねることができないということで、新たに立ち上げることになりました。これは今回の地域公共交通の総合的な計画を平成21年度につくろうと、これをやるための必要条件でございます。この協議会が事業主体となって、ここに補助金があると、申請もここがやるということになっております。今回、この協議会を立ち上げましたので、ここで平成21年度の事業について申請作業をやっていくと。もちろん事務局は企画課にありますので、事務的には企画課のほうでやるわけですけれども、組織としてはこの協議会のほうでやっていく。この協議会に補助金がおきてきて、その補助事業の中で策定事業をやっていくということで、平成21年度予算のほうにはうちの企画の予算としては計上をしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

法律の根拠がそれぞれ違うわけですね。先ほど言っていたやつは、前段のほうのバス関係の分は道路運送法の問題。今回の法定の協議をつくりなさいという国交省のほうから直接法定協議会のほうに補助をするこの事業は、いわゆる地域公共交通の活性化及び再生に関する法律という法律の根拠が違うということで、趣旨も違うと思います。ただ、やはりリンクはしていけないかと思うんです。メンバーが同じとか、そういうこともあるかもしれません

が、別々の制度だけれども、いわゆる鹿島の将来の交通体系全体を吟味していく中では、検討していく中では、必要かなというふうに思います。今度の協議会のやつはバスに限らずですからね。だから、鉄道を含めた形でのものになってくるだろうというふうに思っております。これは、そうしたら3月に設置ということは、メンバー、その他のことについてはもう活動としては動き始めたということになりますか、あるいはまだ補助を受けていないから補助を受けたということになるんですか。これは、協議会を設置することにも補助が出るという形になっていると思いますが、その点はいかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

このことは一般質問の中でもお答えをしておりましたように、3月中に動くということで、3月6日に協議会の立ち上げが終わりました。今、手元に資料を持ってきておりませんので、メンバーのほうはここで御報告することができませんけれども、交通等の特別委員会のほうで報告をさせていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

さきの全協における市長の意気込みを私たちもしっかり受けとめてはおります。そういう意味で、今後の長崎本線の存続の問題を含めて、あるいは新幹線のルートの問題を含めて、今後やはり交通機関全体について、やっぱり地域活性化がどういうふうになるかと、地域交通がどういうふうになるかということの基本をやはり早目にこの法律にのっとって取りまとめると。そして、10年後の新幹線の開通に間に合うように何らかの手だてをすることが必要であろうと思います。とにかく3年のうちに、事業計画を立ち上げるということにもなっておるようでございますので、そういう意味では大きな事業になろうかなというふうに思っております。まさに第5次総合計画に結びつける大きな事業になろうかなというふうに思っております。市長の所信をお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、今回のような結果にならなければ、こういうことをしなくてよかったわけでして、しかしまあ、こういう結果になってしまったということで、その結果を踏まえて私たちは次の最善の政策を考えていかなければならないということで今やっております。少し皮肉を言わせてもらえば、新幹線推進の方、このところはあとどうすればいいか、何か意見をぜひ

聞きたいですね。どうするつもりであられたのか。我々はそうなったら困ると、絶対的に困るということでしたから、国と県と事を構える形になってでも同意はしないということやってきたわけですけど、ぜひこれからの議論の中で、そういうこともお聞きをしたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今の市長の答弁が、非常に今後基本条例をつくるときの反問権みたいなものかなというふうにして私はお聞きをしておりました。こういう状態であるから、鹿島市が改めてどうするかということを考えるということです。長崎本線存続はするわけですから、JRによって。別にそれは構わないです。ただ、その利用度合いが違ってきたりなんかするから、それをどうするかという問題でしょう。私たちは、やはり武雄鹿島道路の整備なんかをこの際しっかりしたほうが良いという意見を持っておりますから。それができないわけでしょう。（「あとどうするんですか」と呼ぶ者あり）498号線ができないでしょう。だから、そういうことで議論をしていくということです。そういう意味でのことをございますから、とりあえず市長の今回のそういう手順を進めていくためにはこれを必要だというようなことで始められるということで、お聞きしておきたいと思えます。

終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

国道498号線はできますよ、走行性の高い道路で。きのう、おとといも知事が議会でそのように言っておられます。間違えんようにしてください。それから、私が言っているのは、こういう結果になったからやむなくこれを次の最善の一手を考えるためにやっている、気持ちはずです。しかし、あなたたち推進派は（発言する者あり）そうでしょう、しかし、これは経営分離になってもいいと（「おかしいでしょう、それは」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

私語はやめてください。

○市長（桑原允彦君）

特急列車が上下10本になってしまう、この結果、どうするつもりやったんですか、そのことを私は意見を聞かせてくださいと言っているんです、今後。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

まず、推進派とかなんか、決めつけたような物事は言わないでほしいですね。だれだって自分の生まれたふるさとについてはいろんな考えがあるんですよ。いろんな気持があるんです。それが1つの政策になるかならんかまで、まだいろんなことあるじゃないですか。市長は権限があるんです。自分の政策を出せるんです、予算もできるんです。議会の議員は、そこまでできないんですよ、予算の編成はできません。（「議決はできます」と呼ぶ者あり）議決することはできます、もちろん。そういう権限はありますよ。だから二元性なんでしょう。市長みずから持っている権力について、もう少し自信を持ってください。自信を持って物事を推進するようにしてください。498号線の問題は、今度新しく平成21年度の予算のとき、私たちは審議します。知事が何て言われたか、ちゃんと私が御披露申し上げますので、そのときにまたやります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

あのですね、決めつけないでくださいと、私はそう思っていますよ、中西議員を。だから、こういうふうには形としては経営分離という形にはならないけど、20年後になるじゃないですか。しかも機能的に大幅に低下するじゃないですか。これをどうするつもりやったんですか、機能としては一緒の機能になりますよ。そのことを言っているんですよ。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

市長、その機能も含めて3者合意のものの確認を、市長とJR九州がしたんじゃないんですか。新幹線が通るまでの10年とあとの20年、30年間ですね、JRによって経営をすること、それについて合意をしたことについて市長は確認をとったんでしょう。確認をとったという意味はどういう意味ですか。当然、不便になること、特急が10本しか来ないこと、それを承知したということでしょうが。議長、もうやめます。これ以上したら意味がありません。平成21年度でやりますから。（「いやいや、ありますよ」と呼ぶ者あり）いや、議案外。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

あなたがそういう話を持ちかけよつとですよ、冗談のごと。それをこっちは懇切丁寧に答えよるんですよ。（発言する者あり）ちょっと待ってください。ああいう結果になった、これは動かない、だからこれ以上悪くなる、例えば、20年間しますというのを10年間で終わらんように、その確認をしたんですよ、私は。もともと3者合意案なるものは、私は容認でき

ませんと言っているんです。しかし、結果が出ました。だから、結果を踏まえて、これからどうするかのことを私の責務として考えなければいけないと言っているんです。それはそうです。しかし、それまでのことを言っているんです。それまでの中であなたたちは、こういう機能低下を来しても新幹線を推進したほうが良いという立場だったから、結果的にこうなった以上はどうするつもりやったかの意見を聞きたいと言っているんです。当然、持っているでしょうもん。

○議長（橋爪 敏君）

きょうは補正予算に対する質疑を行っておりますから、議案第17号で質疑をお願いいたします。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明11日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時30分 散会